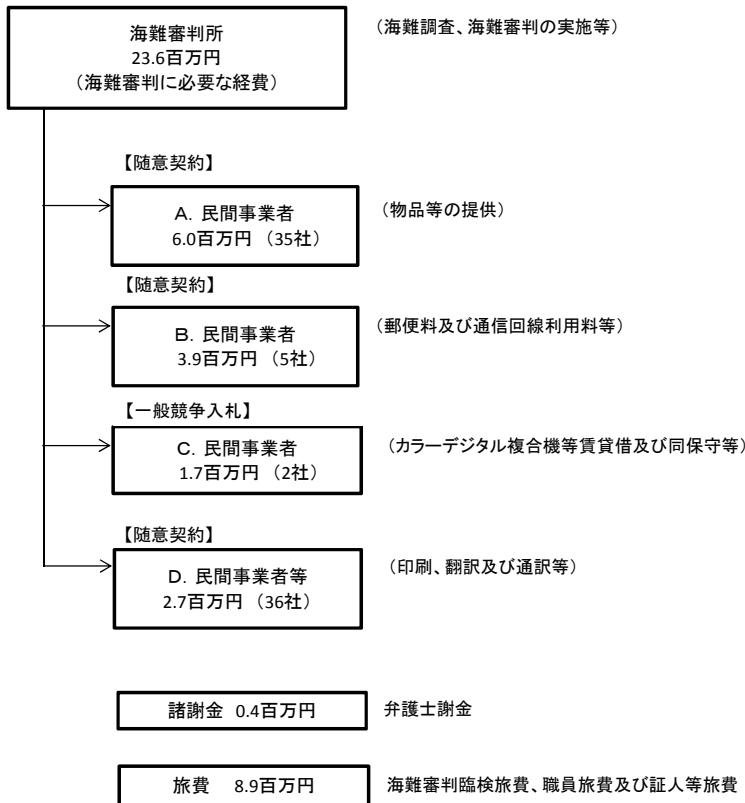


平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海難審判に必要な経費		担当部局庁	海難審判所		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度～終了(予定)なし		担当課室	総務課		課長 田畑好三		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海難審判法		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海難審判を実施し、海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士及び水先人に対し懲戒(行政処分)を行うことによって、海難発生の防止に寄与すること。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申し立て、審判官による海難審判の実施及び判決、裁決結果により、理事官が懲戒処分の実施を行う。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	32	32	32	32	34	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	32	32	32	32	-		
執行額	27	26	24	-	-			
執行率(%)	83%	81%	74%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	非該当 (当所は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生の防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標及び成果実績を示すことが困難である。)			-	-	-	-	-
	達成度			%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	非該当 (当所は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生の防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、活動指標及び活動実績を示すことが困難である。)			-	-	-	-	-
	当初見込み			-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位当たりコスト	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	非該当 (海難審判は、その事故の程度によって、立件から懲戒になるものまで一件あたりにかかる調査時間及び調査方法が同一ではないため、単位当たりコストを設定することが困難である。)			-	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.4	0.4					
	職員旅費	0.8	0.8					
	海難審判臨検旅費	8.9	9.0					
	証人等旅費	0.3	0.3					
	審判庁費	21.3	23.6					
	土地建物借料	0.2	0.3					
計	32.0	34.3						

事業所管部局による点検・改善							
項目		評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	事業の目的は、懲戒(行政処分)を行うことによって、海難の発生の防止に寄与することである。これは国民の安全を守るために必要不可欠な事業であり、地方自治体、民間等に委ねる性質のものではない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争を原則とした調達を行っており、十分競争性は確保されている。また、費目・使途の事業目的に即し真に必要なものに限定されているかどうかは事前に十分精査を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		船舶免許等受有者に対して懲戒(行政処分)を行っており、異なる処分を行う他府省等と適切な役割分担となっている。				
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名	
		海上交通安全に関する経費				国土交通省・海上保安庁	
点検・改善結果	点検結果	事業の効率性において、競争性を十分確保した調達を行い、また費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定しているかどうかという点についても、毎年事前に十分な精査が行っているが、さらに効率性について検討する余地があるとは考えている。					
	改善の方向性	海難審判を実施するにあたり、年間使用する機器等の確保及び保守については、国庫債務負担行為を活用し、全地方分を一括で契約している。また、昨年度に引き続き、個々の海難事件に必要な経費が発生する場合は、都度報告を受け、海難審判業務を円滑に進めるために必要な経費、方法を把握している。					
外部有識者の所見							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現状通り	国庫債務負担行為を活用し、コスト削減は図られているが、引き続き調達方法の最適化を図りコスト削減に努めるべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
執行等改善	必要経費拡充のため、予算概算要求では増額となったが、引き続き調達方法の最適化を図るなど、コスト削減に努める。						
備考							
支出先上位10者リストの中には、平成22年度に入札を行ったものが含まれる。							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成23年	440	平成24年	0475	平成25年	200		

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
B.日本郵便(株)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
審判庁費	郵便利用料	2			
計		2	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. 物品等の提供

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三洋商事(株)東京支店	海函購入	0.9	随意契約	-
2	日本総合システム(株)	電子海函購入	0.6	随意契約	-
3	(株)ジュンク堂書店	図書購入	0.6	随意契約	-
4	ソニービジネスソリューション(株)	備品購入	0.5	随意契約	-
5	(株)フォーサイト	消耗品等購入	0.5	随意契約	-
6	東京ビル整美(株)	プリンタートナー等購入	0.3	随意契約	-
7	東光商事(株)	作業服等購入	0.3	随意契約	-
8	(有)マサミコーポレーション	備品購入	0.3	随意契約	-
9	日本水路図誌(株)	水路書誌購入	0.3	随意契約	-
10	第一法規(株)	現行法規購入	0.2	随意契約	-

B. 郵便料及び通信回線利用料等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便(株)	郵便利用料	2.1	-	-
2	NTTコミュニケーションズ(株)	通信回線利用料	1.1	随意契約	-
3	西日本電信電話(株)	通信回線利用料	0.3	随意契約	-
4	東日本電信電話(株)	通信回線利用料	0.3	随意契約	-
5	ヤマト運輸(株)	輸送料	0.1	随意契約	-

C. カラーデジタル複合機等賃貸借及び同保守等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)リコー	カラーデジタル複合機賃貸借及び同保守	0.9	5	37%
2	ピツニーハウスジャパン(株)	郵便料金計器賃貸借	0.8	1	96%

D. 印刷、翻訳及び通訳等

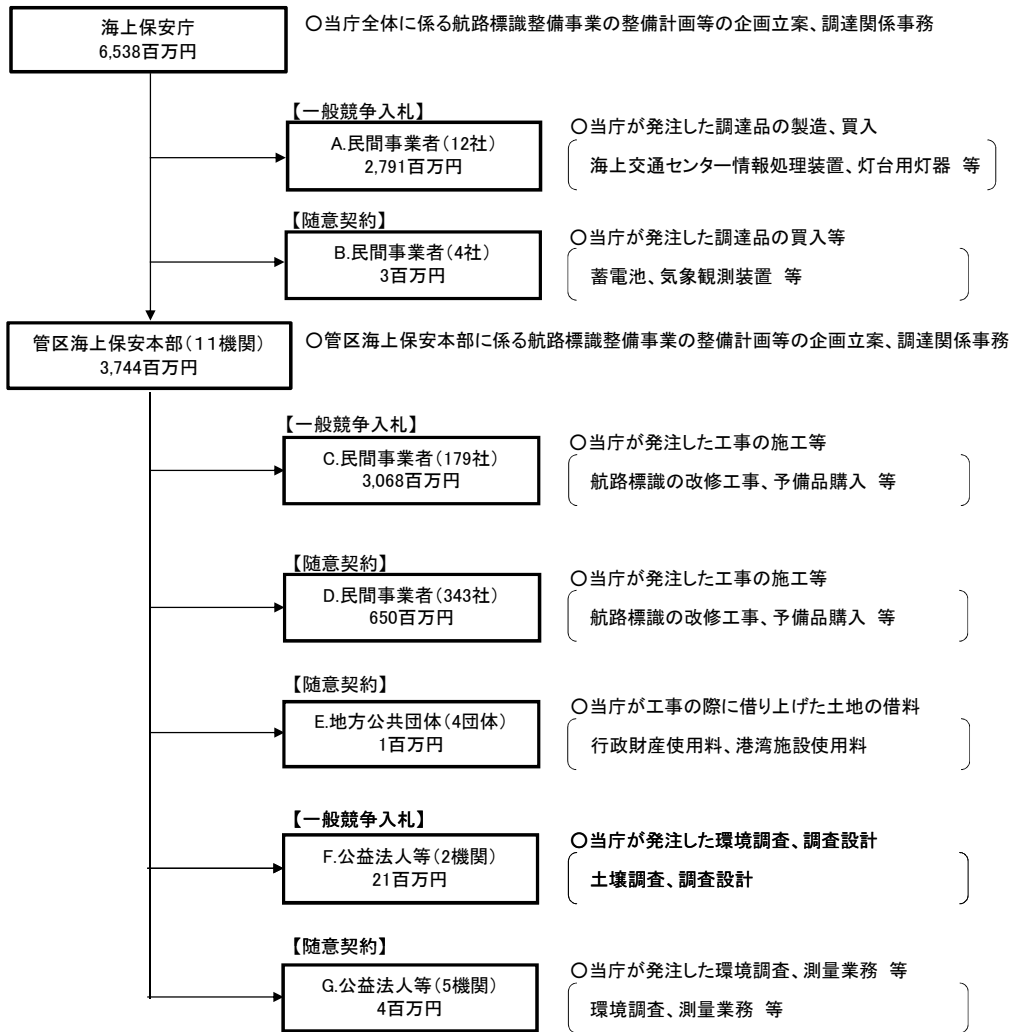
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本総合システム(株)	ソフト料	0.8	随意契約	-
2	高陽印刷(株)	印刷料	0.5	随意契約	-
3	イーアイエスライフジャパン	AISデータ料	0.5	随意契約	-
4	(株)アウルス	翻訳料	0.3	随意契約	-
5	個人A	翻訳料	0.1	随意契約	-
6	(株)東洋信号通信社	AISデータ料	0.1	随意契約	-
7	日本コンベンションサービス(株)	翻訳料	0.1	随意契約	-
8	個人B	翻訳料	0.1	随意契約	-
9	(株)クロスインデックス	翻訳料	0.1	随意契約	-
10	(株)ヤマガ	印刷料	0.1	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航路標識整備事業		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	企画課		課長 野澤 和行		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第10、24号 航路標識法第2条		関係する計画、 通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けての新たな展開)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化))等を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	3,901	3,521	3,248	3,284	5,032	
		前年度から繰越し	71	3,420	763			
		翌年度へ繰越し	817	555	3,521	832		
		予備費等	▲ 555	▲ 3,521	▲ 832			
		計	—	—	▲ 11			
	執行額	4,234	3,975	6,689	4,116	5,032		
	執行率 (%)	4,218	3,963	6,538				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (27年度)	
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)	成果実績	隻	2,508	2,234	2,285		
		目標値	隻	2,220	2,220	2,220	2,220	
		達成度	%	—	—	—		
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)	成果実績	隻	0	0	0		
		目標値	隻	0	0	0	0	
達成度		%	100	100	100			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	航路標識整備事業の実施箇所数	活動実績	箇所	317	357	343	—	
		当初見込み	箇所	312	209	223	354	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	X(各年度の執行額)÷Y(各年度の実施箇所数)	単位当たり コスト	百万円	13	11	19	12	
		計算式	X/Y	4,218/317	3,963/357	6,538/343	4,116/354	
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	航路標識整備事業費	3,284	5,032	平成27年度は、国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力を強化するための強制水先との緩和にあわせ、安全対策として「東京湾における一元的な海上交通管制の構築」のうち、横浜港の管制機能強化について先行整備等を進めることから、要求額が前年度予算額を大幅に上回っている。				
				「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」2,307」(百万円単位)				
	計	3,284	5,032					

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	航路標識の整備は、外国船を含む全ての船舶の海難を未然に防止し、これら船舶の人命及び財産の保護に資するための事業であることから、国が実施する必要があり、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	航路標識整備事業は、契約金額全体のうち約10%は法令の規定により随意契約を行っているが、約90%は競争入札を行うことにより競争性を確保するとともに、入札結果も公表している。 また、不用率は約2%であり、限られた予算を適切に執行している。 なお、コストの削減については、事業単位ごとの標識の数、規模や設置環境が異なるため、単位当たりコストで削減の度合いを示すことは困難であるが、それぞれの事業においてコストの削減に努めている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	活動実績について、航路標識の施設・機器の整備は、以下に掲げる施策ごとに計画を策定し適切に事業を遂行しており、航行船舶の安全確保に十分寄与している。 ・新たな情報技術を活用した海上交通基盤の充実強化(海上交通センターの機能強化等) ・航路標識の機能の維持(施設・機器の改修等)		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名	
点検・改善結果	点検結果	航路標識整備事業の実施にあたっては、調達コストの縮減のほか、海難の発生状況、船舶の通航実態、利用者のニーズ等を考慮し、航路標識の集約再配置及び必要性の低下した航路標識の廃止により整備・維持コストの縮減を図っている。 今後も引き続き、財政上の制約も踏まえつつコストの縮減に努めていく。			
	改善の方向性	整備・維持コストの縮減を図るため、 ・外国製品等の技術適合性調査を実施し、更に汎用品を導入することにより調達コストの縮減に努める。 ・有識者により提言された「光波標識の評価手法」に基づき、必要性が低下等した光波標識を選定のうえ、廃止(撤去)に向けて利用者等と調整のうえ廃止(撤去)する。			
外部有識者の所見					
現在の達成指標に追加して、「航路標識の防災対策」の達成状況を指標化することは可能か検討してはどうか。					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善の	整備・維持コスト(航路標識施設・機器の更新等に係る経費)の縮減効果を早期に発現させるため、光波標識の廃止に向けた利用者等との調整を推進する必要がある。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行等改善	外部有識者の所見への対応としては、「航路標識の防災対策」のうち航路標識用電源の自立型電源化導入率は、既に社会資本整備重点計画等において「平成28年度末までに86%」にすることを指標としているが、耐震補強及び耐波浪補強については指標化していないことから、行政事業レビューにおいて「航路標識の防災対策」全般を指標化するかについては今後検討する。 推進チーム所見を踏まえ、光波標識の廃止に向け、利用者等との慎重かつ迅速な調整を推進する。なお、平成27年度は、利用者等との調整が完了した光波標識を廃止するための撤去費を要求する。				
備考					
平成24年度の公開プロセス対象事業 レビューシート番号:534 事業名 : 航路標識整備事業 結果 : 抜本的改善 とりまとめコメント : 調達の競争性を高めるべき 技術革新も踏まえ、光波標識の必要性を検証すべき					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	492	平成24年	534	平成25年	201

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位：百万
円)

【随意契約】
契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

A.東京計器株式会社			E.高知県		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	1,705	工事費	港湾施設占用料	0.1
計		1,705	計		0.1
B.ゼニライトバイ株式会社			F.沖縄県環境科学センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航路標識機器購入	2	工事費	土壌調査	12
計		2	計		12
C.株式会社奥村組			G.財団法人自然環境研究センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	航路標識施設改良改修工事	498	工事費	環境調査	1
計		498	計		1
D.セナーアンドバーンズ株式会社					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
工事費	予備品購入等	26			
計		26	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	海上交通センター情報処理装置購入	1,705	1	98
2	セナーアンドバーンズ株式会社	灯浮標用鉄鎖等購入	553	1	98
3	長野日本無線株式会社	情報信号装置購入	216	3	46
4	日本光機工業株式会社	灯台用灯器購入	180	2	92
5	光電製作所株式会社	灯浮標用機器購入	68	1	98
6	ゼニライトバイ株式会社	気象観測装置購入	18	1	96
7	湘南工作所株式会社	灯台用灯器購入	17	1	86
8	服部電池株式会社	電源装置購入	11	1	92
9	東芝通信インフラシステムズ株式会社	無線回線機器購入	10	4	49
10	日本エレクトリック・インスルメント株式会社	気象観測装置購入	8	4	88

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ゼニライトバイ株式会社	気象観測装置購入	2	随意契約	—
2	東京バッテリー株式会社	蓄電池購入	0.9	随意契約	—
3	日本電気株式会社	航行支援システムデータ通信回線利用調整	0.3	随意契約	—
4	JIPテクノサイエンス株式会社	航行支援システム改修	0.3	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社奥村組	海上交通センター局舎耐震改修工事	498	1	94
2	山根建設有限会社	土壌改良改修工事	131	2	96
3	東京計器株式会社	海上交通センター機器設置工事	118	1	97
4	沖ウインタック株式会社	海上交通センター機器設置工事	114	2	96
5	株式会社松本工務店	海上交通センター局舎耐震改修工事	93	1	97
6	電気興業株式会社	ロランC局撤去工事	91	2	99
7	芝電機株式会社	海上交通センター用発電装置購入	76	2	76
8	大勝株式会社	海上交通センター局舎改良改修工事	72	2	99
9	セナーアンドバーンズ株式会社	予備品購入	68	1	99
10	山下建設株式会社	レーダー局整備工事	51	2	94

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーンズ株式会社	予備品購入等	26	随意契約	—
2	日本光機工業株式会社	予備品購入等	18	随意契約	—
3	長野日本無線株式会社	予備品購入、航路標識機器改良改修等	14	随意契約	—
4	ベルウッド電気株式会社	鉄塔点検整備、航路標識機器改良改修等	14	随意契約	—
5	有限会社田島工業所	灯浮標復旧工事、灯浮標修繕工事等	13	随意契約	—
6	電気興業株式会社	鉄塔点検整備、耐震診断、航路標識機器改良改修等	11	随意契約	—
7	協和建設工業株式会社	防波堤灯台撤去工事、航路標識施設改良改修等	11	随意契約	—
8	宮本鉄工所株式会社	浮標基地クレーン整備、航路標識施設改良改修等	10	随意契約	—
9	東邦通信株式会社	回線増設工事、航路標識機器改良改修等	9	随意契約	—
10	大和屋電機株式会社	気象観測装置交換、航路標識機器改良改修等	8	随意契約	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	高知県	港湾施設使用料	0.1	随意契約	—
2	沖縄県	行政財産使用料	0.1	随意契約	—
3	白浜町	行政財産使用料	0.1	随意契約	—
4	那覇港管理組合	港湾施設使用料	0.1	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人沖縄県環境科学センター	土壌調査	12	2	94
2	財団法人日本航路標識協会	工事調査設計	9	3	82

G.

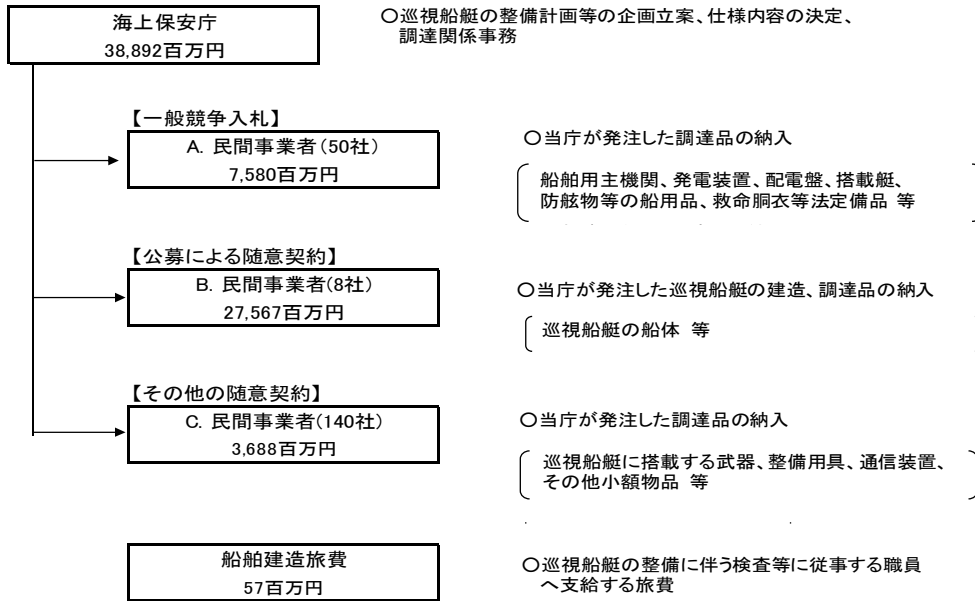
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人自然環境研究センター	環境調査	1	随意契約	—
2	一般財団法人日本航路標識協会	工事調査設計	1	随意契約	—
3	公益社団法人山口県公共職託登記士地家屋調査士協会	測量等業務	1	随意契約	—
4	公益社団法人山形県公共職託登記士地家屋調査士協会	測量等業務	0.8	随意契約	—
5	公益社団法人大分県公共職託登記士地家屋調査士協会	測量等業務	0.5	随意契約	—

平成26年度行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	巡視船艇の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久			
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	21,813	15,101	22,587	22,182	27,401		
		補正予算	-	12,495	12,956				
		前年度から繰越し	628	691	4,142	-			
		翌年度へ繰越し	▲ 691	▲ 4,142	-				
		予備費等	-	11,429	-				
	計		21,750	35,574	39,685	22,182	27,401		
執行額		20,992	33,454	38,892					
執行率(%)		96.5%	94.0%	98.0%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
				目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
				達成度	%	100	101	101	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	年度別新規整備隻数(契約実績)			活動実績	隻	2	19	6	-
				当初見込み	隻	2	1	0	4
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	予算総額÷隻数			単位当たりコスト	億	①約54	②約7~57	③約61	④約37
	主要目 隻数 1隻あたりの費用 ①大型巡視船 2 約53.8億 ②大型巡視船等 19 約6.9~約56.7億 ③大型巡視船 6 約60.6億 ④中型巡視船 4 約36.8億			計算式	億/隻	①107.6/2	②41.2/6~567.1/10	③363.5/6	④147.3/4
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	船舶建造費	22,086	27,286	「戦略的海上保安体制の構築」等に伴う建造巡視船艇の増					
	船舶建造庁費	33	31						
	船舶建造旅費	63	84						
	計	22,182	27,401	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」7,044」(百万円単位)					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先順位が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、仕様の見直し等によりコストの縮減に努めている。また、事業目的に沿った予算の執行を実施しており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、これら業績指標の目標を達成するには巡視船艇の計画的な整備が必要であり、十分に活用されている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	我が国をとりまく国際情勢や沿岸海域における海難救助、犯罪の取締り等に対応で切る体制を確保するため、可能な限り計画的かつ確実な整備を推進している。				
	改善の方向性	必要な性能・装備を充たすことが前提ではあるが、仕様や調達方式の見直し、同型船を建造すること等により整備コストの縮減に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善の	大型巡視船の一括調達等により整備コストの縮減が認められる。海洋権益を保全するために緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の必要性に鑑み、財政上の制約も踏まえつつ、整備コストの縮減に努め、巡視船艇の老朽化の程度等を精査することにより、計画的な整備を進めていくべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	巡視船艇の仕様を見直すこと等により、一隻当たりの整備コストの縮減を図ることとした。我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、領海における警備体制を強化するため、これらに対応可能な巡視船の整備を重点的に図ることとした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	23-493	平成24年	24-536	平成25年	25-203	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

- 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.JFEエンジニアリング株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	船舶用主機関製造	1,909			
船舶建造費	船舶用主機関製造	956			
計		2,865	計		0
B.三菱重工業株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	1,000トン型巡視船建造	10,936			
計		10,936	計		0
C.住友重機械工業株式会社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	武器等製造	2,182			
計		2,182	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間事業者(50社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関製造	1909	1	96.7
1	JFEエンジニアリング株式会社	船舶用主機関製造	956	2	96.4
2	富永物産株式会社	船舶用主機関買入	1117	1	97.2
2	富永物産株式会社	船舶用主機関買入	442	2	70.8
3	株式会社ディーゼルユナイテッド	船舶用主機関製造	956	1	96.7
4	ナカシマプロペラ株式会社	プロペラ装置製造	460	3	99.6
5	ヤンマー株式会社	船舶用発電機買入	236	1	96.4
5	ヤンマー株式会社	船舶用主機関製造	121	3	76.9
5	ヤンマー株式会社	船舶用主機関製造	117	3	97.2
5	ヤンマー株式会社	船舶用発電機買入	104	2	99.0
6	かもめプロペラ株式会社	プロペラ装置製造	152	3	99.3
7	JRCS株式会社	船舶用配電盤製造	122	5	96.2
8	ジャパンマリユナイテッド株式会社	高速警備救難艇製造	117	2	98.0
9	日本無線株式会社	通信装置製造	111	1	99.9
10	西芝電機株式会社	船舶用配電盤製造	63	5	99.5

B.民間事業者(8社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三菱重工株式会社	1,000トン型巡視船建造	10936	公募による随意契約	—
2	ジャパンマリユナイテッド株式会社	ヘリコプター搭載型巡視船、1,000トン型巡視船建造等	8806	公募による随意契約	—
3	三井造船株式会社	1,000トン型巡視船建造	3360	公募による随意契約	—
4	墨田川造船株式会社	30メートル型巡視艇建造等	1930	公募による随意契約	—
5	新潟造船株式会社	30メートル型巡視艇建造等	1485	公募による随意契約	—
6	長崎造船株式会社	23メートル型巡視艇建造	523	公募による随意契約	—
7	木曾造船株式会社	23メートル型巡視艇建造	523	公募による随意契約	—
8	山甚物産株式会社	防弾防刃救命衣買入	4	公募による随意契約	—

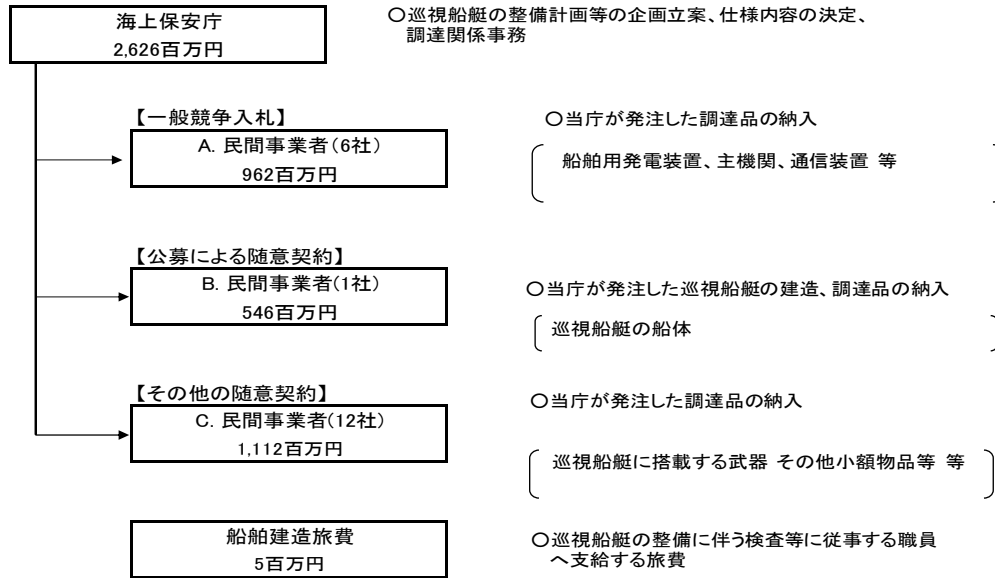
C.民間事業者(140社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	住友重機械工業株式会社	40ミリ機関砲、20ミリ機関砲、13ミリ機銃製造等	2182	随意契約	—
2	株式会社日本製鋼所	30ミリ機関砲製造	523	随意契約	—
3	株式会社カナデン	武器管制装置製造、電子光学式照準装置買入等	373	随意契約	—
4	ヤンマー株式会社	警備艇製造	279	随意契約	—
5	海洋総合開発株式会社	夜間監視装置買入	106	随意契約	—
6	三菱重工業株式会社	遠隔監視探証装置買入等	62	随意契約	—
7	古野電気株式会社	警備救難情報表示装置買入等	53	随意契約	—
8	日本工機株式会社	30ミリ機関砲弾薬買入等	12	随意契約	—
9	長野日本無線株式会社	デジタル送受信機買入	10	随意契約	—
10	日本無線株式会社	警備救難情報表示装置買入	10	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)								
事業名	巡視船艇の整備に関する経費(東日本大震災関連)		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23~平成26年度(予定)		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後にあっても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	-	2,427	2,626	2,633	-	
		補正予算	12,100	▲193	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	4,066	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	▲4,066	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	8,034	6,300	2,626	2,633	-		
	執行額	6,825	4,125	2,626	-	-		
執行率(%)	85.0%	65.5%	99.9%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすることにより効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			%	95	96	96	-
	目標値【要救助海難の救助率】		%	95	95	95	-	
	達成度		%	100	101	101	-	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	年度別新規整備隻数(契約実績)		活動実績	隻	8	0	0	-
			当初見込み	隻	0	0	0	0
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	予算総額÷隻数		単位当たりコスト	億	約18~51	-	-	-
	主要目 隻数 1隻あたりの費用 大型巡視船等 8 約17.5~50.5億		計算式	億/隻	105.2/6~109/2	-	-	-
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	船舶建造費	2,620	-					
	船舶建造庁費	5	-					
	船舶建造旅費	8	-					
	計	2,633	-					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様変更を実施するとともに船価抑制を図っている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況を適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	今後想定される大規模災害においても的確に対応に、災害対応能力を強化した巡視船艇を計画的に整備している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	今後想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備している。また、大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を実施するとともに船価抑制を図っている。				
	改善の方向性	今年度で本事業は終了となる予定であるが、今後も巡視船艇の整備の際は、必要な範囲内かつ効率的な支出となるよう、整備コストの削減に努めていくこととする。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	大型巡視船の一括調達により整備コストの縮減が認められた。本事業は計画どおり平成26年度で終了。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	平成26年度で計画どおり終了する。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	23-補0061	平成24年	24-537	平成25年	25-204	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

- 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.かもめプロペラ株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	プロペラ装置製造	294			
計		294	計		0
B.三井造船株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	1. 000トン型巡視船建造	546			
計		546	計		0
C.株式会社日本製鋼所			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
船舶建造費	武器製造	548			
計		548	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間事業者(6社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	かもめプロペラ株式会社	プロペラ装置製造	294	3	96.6
2	ダイハツディーゼル株式会社	船舶用主機関製造	234	3	99.5
3	ヤンマー株式会社	船舶用発電機買入	208	2	99.1
4	シンフォニアテクノロジー株式会社	船舶用配電盤製造	127	5	99.8
5	日本無線株式会社	通信装置製造	92	1	98.2
5	日本無線株式会社	通信装置製造	5	2	87.2
6	古野電気株式会社	通信装置買入	2	2	92.1

B.民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井造船株式会社	1,000トン型巡視船建造	546	公募による随意契約	—

C.民間事業者(12社)

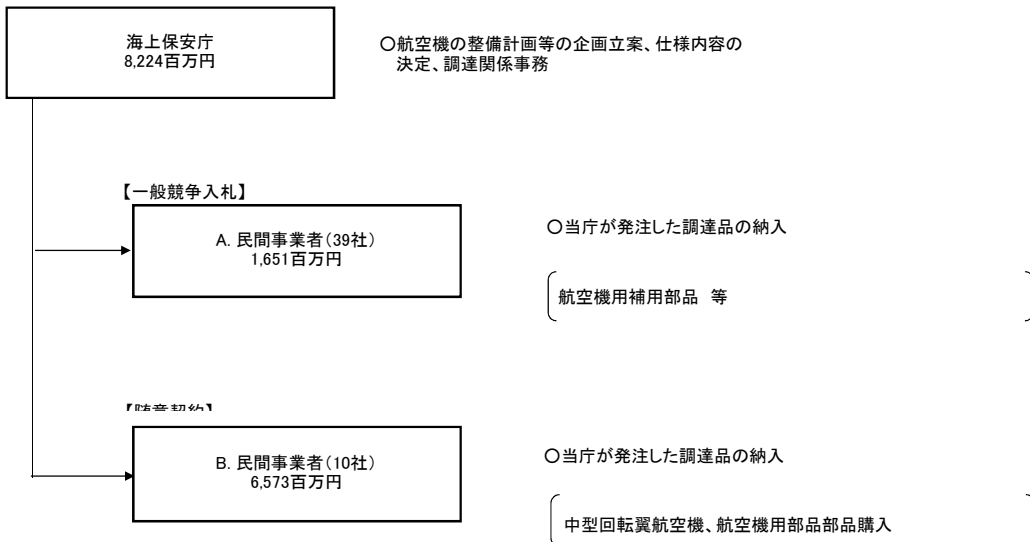
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本製鋼所	30ミリ機関砲製造	548	随意契約	—
2	株式会社カナデン	武器管制装置製造	407	随意契約	—
3	三菱重工株式会社	遠隔監視探証装置買入	140	随意契約	—
4	東京計器株式会社	警備救難情報表示装置買入	17	随意契約	—
5	その他8社	小額物品購入等	1	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23～終了(予定)なし		担当課室	航空機課		課長 五反田 和久			
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	8,257	8,880	9,620	7,189	9,214		
		補正予算	-	1,662	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	1,015			
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 1,015	-			
		予備費等	-	3,485	-	-			
	計		8,257	14,027	8,605	8,204	9,214		
	執行額		8,068	13,943	8,224	-			
執行率(%)		97.7%	99.4%	95.6%	-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績 【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
				目標値 【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
				達成度	%	100	101	101	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	年度別新規整備機数(就役数実績)			活動実績	機	2	7	0	-
				当初見込み	機	2	3	0	0
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	予算額 ÷ 整備機体数			単位当たりコスト	億	①約39	②約24~28	-	-
	主要目 機数 1機あたりの費用 ①中型回転翼航空機 2機 約39億 ②中型回転翼航空機 7機 約24~28億			計算式	億/機	①77.9/2	②24.4/1~81.7/3	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	航空機購入費	7,189	9,214	尖閣諸島周辺海域において、不審事象、不法行為等を早期に探知し、迅速かつ確かな対応を可能とするため、高度な監視能力を有する航空機3機の整備に着手し、24時間監視できる体制を構築することから、要求額が前年度予算額を上回っている。					
				「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」5,912」(百万円単位)					
	計	7,189	9,214						

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の修繕、燃料の供給等を行い、航空機の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならない、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて航空機を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点検・改善結果	点検結果	平成18年から緊急かつ計画的に老朽航空機の代替整備を行っており、整備対象数33機が予算措置された。今後も老朽化する中型ヘリコプターの代替整備を推進する。			
	改善の方向性	事業の実施に当たっては、他機関への情報収集及び市場調査等を行うことを通じて、コスト削減に努めていくとともに、整備が確実かつ計画的に進められるよう、財政上の制約も踏まえ、引き続き重点化を図り整備を進めている。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善	調達する機材の情報収集、市場調査等に努めること、最適な調達方式を検討すること等により整備コストの削減を図り、財政上の制約を踏まえ、航空機の老朽化の程度等を精査することにより、計画的な整備を進めて行くべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
執行等改善	我が国を取り巻く国際情勢を考慮し、航続性能等を備えた航空機の整備を行うこととした。				
	関係機関からの機材調達に関する情報収集や市場調査等に努め、整備コストの削減を図ることとした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	23-494	平成24年	24-538	平成25年	25-205

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器 (監視レーダー、監視装置) の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴収)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成24・26年度の金額)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A. 三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	456			
計		456	計		0
B. 三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機4機買入	3,843			
計		3,843	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 民間会社(39社)

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品買入	456	1	100
2	EUROCOPTER SAS	航空機用部品買入	373	1	100
3	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品買入	230	1	99.9
4	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品買入	171	1	100
5	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品買入	79	1	82.6
6	MARUBENI AEROSPACE AMERICA CORPORATION	航空機用部品買入	42	1	100
7	菊水電子工業株式会社	航空機用部品買入	15	1	99.7
8	株式会社海外物産	航空機用部品買入	13	1	99.9
9	多摩川エアロシステムズ株式会社	航空機用部品買入	13	1	86.7
10	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品買入	11	1	99.6

B. 民間会社(10社)

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機買入	3,843	随意契約	-
2	MITSUBISHIINTERNATIONALCORPORATION	航空機買入	1,520	随意契約	-
3	EUROCOPTER SAS	航空機買入	1,111	随意契約	-
4	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品買入	41	随意契約	-
5	株式会社カナデン	航空機用部品買入	14	随意契約	-
6	長野日本無線株式会社	航空機用部品買入	13	随意契約	-
7	日本電計株式会社	航空機用部品買入	10	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート

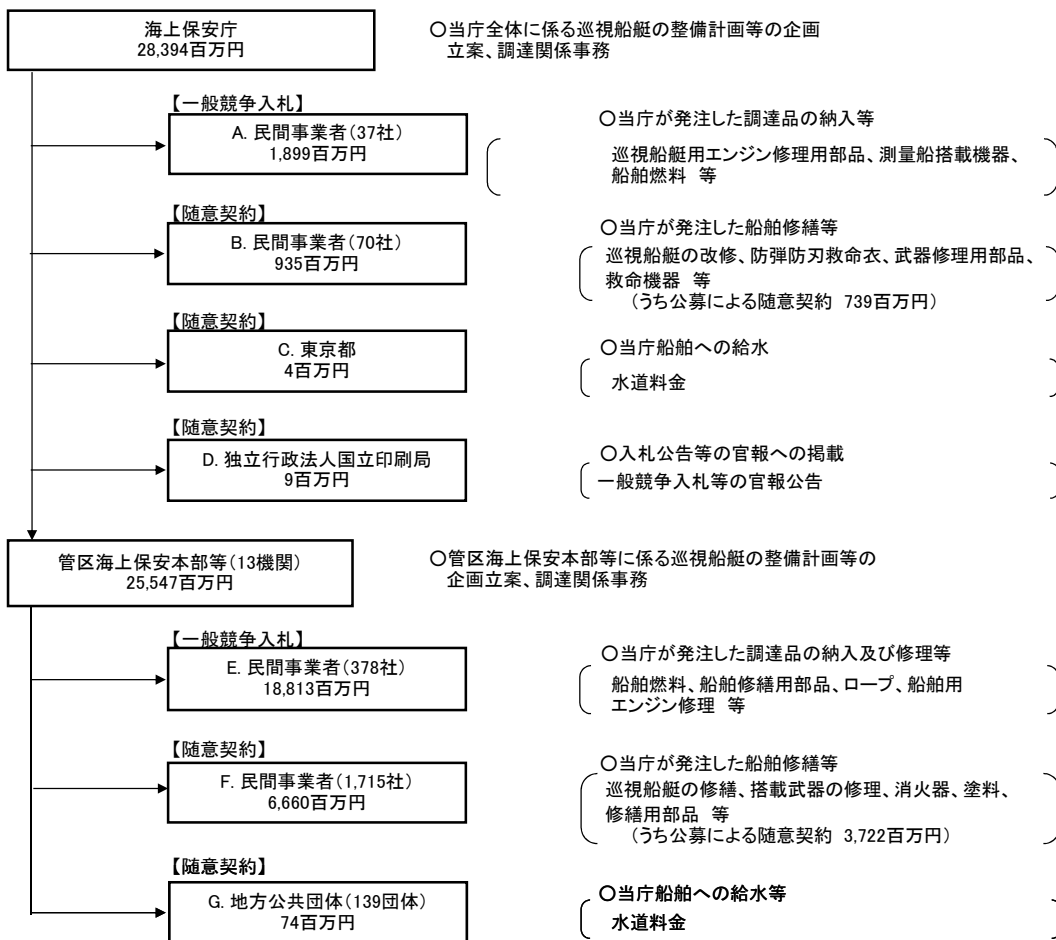
(国土交通省)

事業名	巡視船艇の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	船舶課		課長 山崎 壽久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	—				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	20,563	26,555	24,240	26,510	30,805	
		補正予算	6,595	2,798	4,275			
		前年度から繰越し	1,357	1,853	1,375	1,494		
		翌年度へ繰越し	▲ 1,853	▲ 1,375	▲ 1,494			
		予備費等	—	92	—			
	計	26,662	29,923	28,396	28,004	30,805		
	執行額	26,659	29,821	28,394				
執行率(%)	99.9%	99.7%	99.9%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
			目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	—
			達成度	%	100	101	101	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	巡視船艇等の燃料供給(A重油、軽油)		活動実績	万KL	15.4	15.2	15.4	—
			当初見込み	万KL	12.7	13.8	15.8	13.7
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	執行額÷巡視船艇数		単位当たりコスト	百万円/隻	60	67	63	61
			計算式	百万円/隻	26,659/448	29,821/446	28,394/449	28,004/457
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由			
	航空機及船舶運航費		26,510	30,805	巡視船艇の就役等に伴う増 「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」2,753」(百万円単位)			
	計		26,510	30,805				

事業所管部局による点検・改善					
	項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇の修繕、燃料の供給等を行い、巡視船艇の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて巡視船艇を適正に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—		
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名
点検・改善結果	点検結果	本経費については、例えば修繕に関し、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定したり、乗員や陸上職員による日常点検等の実施体制を確立することにより法定検査間隔を延伸するなど、その節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。			
	改善の方向性	修繕コストについては、老朽化対策工事を緊急性の高いものに限定する等、一部の修繕等を見送るなどして縮減を図ることとしている。			
外部有識者の所見					
特になし					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善の	事業全体として、老朽化の程度を踏まえ緊急度の高いものに限定した修繕の実施、法定検査間隔の延伸等、適切なコストの縮減が認められる。引き続き、財政上の制約も踏まえつつ、業務遂行に必要な不可欠な案件から計画的に修繕等の実施を図るべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	巡視船艇の新たな就役に伴い、27年度中に解役される巡視船の修繕費用については、法定上必要なものに限定することにより、コスト縮減を図ることとした。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	23-495、23補-0063	平成24年	24-0540	平成25年	25-0206

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万
円)



【随意契約】

巡視船艇の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、船艇がドックにおいて定期検査の結果、追加の修理を行う必要が生じた場合、別の業者と契約し、当該業者のドックに移動して追加修理を行うことは経済的ではなく、かつ、工期が余分にかかることから、会計法により競争に付することが不利と認められる場合に該当するものとして、当初のドックと随意契約を行っている。

なお、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

A.新潟原動機株式会社			E.株式会社りゆうせき		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	主機関交換部品購入	243	物品購入費	燃料購入	3,837
物品購入費	主機関購入	102			
物品購入費	船用部品購入	17			
計		362	計		3,837
B.住重特機サービス株式会社			F.内海造船株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	機関砲定期整備	67	役務費	巡視船定期修理	520
役務費	機関砲定期整備追加	5	役務費	巡視船臨時修理	25
			役務費	巡視船定期修理(追加修理)	84
計		72	計		629
C.東京都水道局長			G.石垣市水道事業		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	水道料	4	物品購入費	水道料	7
計		4	計		7
D.独立行政法人国立印刷局			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	公告料	9			
計		9	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新潟原動機株式会社	主機関交換部品購入	362	1	81
2	サマユー株式会社	ウォータージェット交換部品購入	280	1	99
3	新東亜交易株式会社	ウォータージェット交換部品購入	240	1	96
4	伊藤忠エネクス株式会社	燃料費	174	2	98
5	ユアサ商事株式会社	燃料費	125	5	94
6	日本無線株式会社	通信装置製造	73	1	88
	日本無線株式会社	電気指令装置購入	3	1	99
7	ヤンマー株式会社	発電装置購入	74	1	97
8	JRCS株式会社	機関監視制御装置購入	63	2	99
9	渦潮電機株式会社	配電盤購入	53	3	99
10	株式会社ネットコムセック	ヘリコプター識別装置購入	52	1	77

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	住重特機サービス株式会社	巡視船搭載武器整備等	72	随意契約	-
2	サンセイ株式会社	測量船定期修理等	65	随意契約	-
3	三菱重工工業株式会社	遠隔監視探証装置購入等	54	随意契約	-
4	サノヤス造船株式会社	測量船中検修理等	51	随意契約	-
5	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	巡視船延命工事等	48	随意契約	-
6	株式会社日本製鋼所	巡視船搭載武器整備等	36	随意契約	-
7	日本無線株式会社	警備救難情報表示装置購入	23	随意契約	-
8	トーエイ株式会社	測量船定検修理	18	随意契約	-
9	佐世保重工業株式会社	測量船臨時修理	18	随意契約	-
10	株式会社カナデン	巡視船武器管制装置整備	17	随意契約	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都水道局長	水道料	4	随意契約	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	9	随意契約	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社りゅうせき	A重油等購入	3838	2	94
2	新潟原動機株式会社	主機関交換部品、高速機関購入	1084	1	98
3	株式会社野田商会	燃料費	863	4	98
4	富永物産株式会社	主機関交換部品購入	450	1	93
5	北日本石油株式会社	A重油等購入	425	1	99
6	中川物産株式会社	燃料費	403	2	99
7	日米礦油株式会社鹿児島支店	燃料費	319	6	99
8	ダイワ石油株式会社	燃料費	283	5	93
9	京都府漁業協同組合	燃料費	277	2	96
10	林兼石油株式会社	A重油等購入	230	7	99

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	内海造船株式会社	巡視船定期修理等	629	随意契約	-
2	三井造船株式会社	巡視船定検修理等	495	随意契約	-
3	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	巡視船定期修理等	467	随意契約	-
4	サンセイ株式会社	巡視船定期修理等	373	随意契約	-
5	新潟造船株式会社	巡視船定検修理等	298	随意契約	-
6	サノヤス造船株式会社	巡視船定期修理等	261	随意契約	-
7	株式会社神田造船所	巡視船定期修理等	219	随意契約	-
8	株式会社りゅうせき	燃料費	186	随意契約	-
9	函東工業株式会社	巡視船定期修理等	169	随意契約	-
10	鹿児島ドック鉄工株式会社	巡視船定期修理等	141	随意契約	-

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石垣市水道事業	水道料	7	随意契約	-
2	横浜市水道事業	水道料	5	随意契約	-
3	福岡氏収入役	水道料	4.5	随意契約	-
4	三協運輸株式会社	水道料	4	随意契約	-
5	那覇船舶給水合資会社	水道料	3	随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

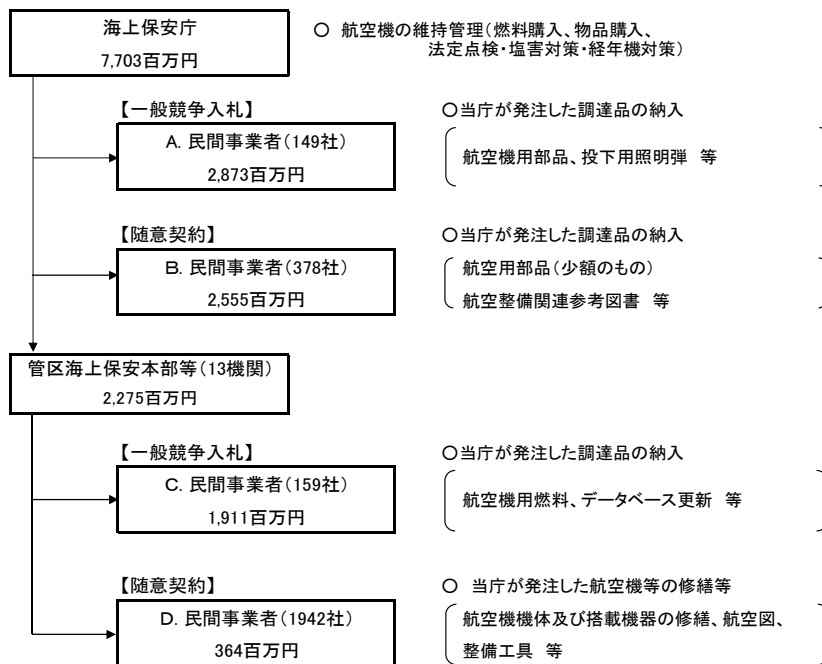
平成26年行政事業レビューシート

(国土交通省)

事業名	航空機の運航に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	S23～終了(予定)なし		担当課室	航空機課		課長 五反田 和久		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。 ※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	当初予算	7,082	7,211	7,760	8,184	9,073		
	補正予算	-	488	-	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
	予備費等	-	541	-	-	-		
	計	7,082	8,240	7,760	8,184	9,073		
	執行額	6,880	7,995	7,703	-	-		
執行率(%)	97.1%	97.0%	99.3%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船舶、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
			目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
			達成度	件	100	101	101	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	航空機の燃料供給(ジェット燃料)		活動実績	万KL	1.9	1.9	1.9	-
			当初見込み	万KL	1.9	1.9	2.1	2.2
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	執行額 ÷ 航空機数		単位当たりコスト	百万円/機	94	110	106	111
			計算式	百万円/機	6880/73	7995/73	7703/73	8184/74
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	航空機及船舶運航費	8,184	9,073	全国における航空機によるしよう戒体制を確保するために必要な燃料費及び修繕費の要求額が増加している。				
	計	8,184	9,073	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」4,529」(百万円単位)				

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	わが国の主権の確保、海洋権益の保全を図るために必要な体制の整備を推進、及び執行体制の強化を図ることは国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。不用が発生した場合は理由を把握している。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	調達は法令に基づく一般競争、公募の実施により競争性を確保することはもとより、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	老朽・旧式化が顕著な機体について重点的に代替整備を進めることに加え、計画的な整備や長期使用が見込まれる枯渇部品の確保を図っている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	本経費については、例えば修繕に関し、職員による点検整備を増やすことで業者による整備間隔を延伸したり、解役が迫った航空機について、法定点検が必要となる所定の飛行時間に達しないよう運用を調整し、節減を図っている。				
	改善の方向性	前回の指摘を踏まえ、引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図っている。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
抜本的な改善	領海警備や海洋権益の保全を図るためには固定翼航空機によるしゅう戒監視体制を強化する必要がある。しゅう戒強化の主要因となる稼働率を高めるためには、運航費のあり方を抜本的に見直すとともに、引き続き調達方式の改善に努め、財政上の制約を踏まえ、計画的な調達を行っていくべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	尖閣諸島周辺海域をはじめとする領海警備及び海上における様々な不法行為に、隙のない十分な対応を確保するために運航費の抜本的見直しを行い、しゅう戒監視に当たる固定翼の稼働率を高めるため、必要な予算を確保することとした。					
	予算要求額は増加したものの、引き続き部品調達に関する市場調査や関係機関からの情報収集に努め、調達方式の改善等によりコスト縮減を図ることとし、一部修繕を見直すこととした。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	23-496	平成24年	25-541	平成25年	25-207

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーザー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

- 四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

- 七 工事は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の人から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

- 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万
円)

A.新東亜交易株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	航空機用部品整備	425			
計		425	計		0
B.丸紅エアロスペース株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	航空機整備	277			
計		277	計		0
C.石野礦油株式会社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航空機用燃料	382			
計		382	計		0
D.JX日鉱日石エネルギー株式会社沖縄支店			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	航空機用燃料	4			
計		4	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A. 民間業者(149社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新東亜交易株式会社	航空機用部品整備	425	1	100
2	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品買入	155	1	99.9
3	日本エアコミュニティー株式会社	航空機用部品整備	117	1	99.4
4	株式会社ティールエムシーインターナショナル	航空機用部品整備	117	2	97.8
5	株式会社エアロパートナーズ	航空機用部品買入	99	1	100
6	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品買入	73	1	100
7	三洋商事株式会社	航空機用部品買入	64	1	99.9
8	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機用部品買入	62	1	100
9	伊藤忠アビエーション株式会社	航空機用部品買入	58	1	99.8
10	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品買入	56	1	94.9

B. 民間業者(378社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	丸紅エアロスペース株式会社	航空機整備	277	随意契約	-
2	富士重工業株式会社	航空機整備	142	随意契約	-
3	日本トランスオーシャン株式会社	航空機整備	136	随意契約	-
4	ユーロコプタージャパン株式会社	航空機整備	93	随意契約	-
5	株式会社ジャムコ	航空機整備	80	随意契約	-
6	エアバスヘリコプタージャパン株式会社	航空機整備	59	随意契約	-
7	タレスジャパン株式会社	航空機用部品整備	54	随意契約	-
8	日本飛行機株式会社	航空機整備	48	随意契約	-
9	財団法人日本水路協会	航空図買入	10	随意契約	-
10	朝日航洋株式会社	航空機用部品買入	7	随意契約	-

C. 民間業者(159社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石野礦油株式会社	航空機用燃料買入	382	4	97.8
2	株式会社沖航燃	航空機用燃料買入	315	1	99.9
3	国際航空給油株式会社	航空機用燃料買入	126	1	99.2
4	株式会社サン石油	航空機用燃料買入	115	5	95.6
5	千歳空港モーターサービス株式会社	航空機用燃料買入	103	1	99.5
6	JX日鉱日石エネルギー株式会社沖縄支店	航空機用燃料買入	94	1	100
7	株式会社シェル石油大阪発売所	航空機用燃料買入	87	2	99.8
8	出光アビエーション株式会社	航空機用燃料買入	63	3	98.7
9	株式会社サンロード	航空機用燃料買入	62	1	100
10	出光興産株式会社	航空機用燃料買入	61	2	95

D. 民間業者(1942社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	JX日鉱日石エネルギー株式会社沖縄支店	航空機用燃料買入	4	随意契約	-
2	マイナミ空港サービス株式会社	航空機用燃料買入	4	随意契約	-
3	旭商事株式会社	航空機用燃料買入	3	随意契約	-
4	千歳空港モーターサービス株式会社	航空機用燃料買入	2	随意契約	-
5	株式会社日米商会	航空機用燃料買入	2	随意契約	-
6	国際航空給油株式会社	航空機用燃料買入	2	随意契約	-
7	日本電波興業株式会社	通信機器改修	2	随意契約	-
8	日本無線株式会社中部支社	通信機器改修	2	随意契約	-
9	株式会社国際無線	通信機器改修	2	随意契約	-
10	出光リテール販売株式会社	航空機用燃料買入	2	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)								
事業名	治安及び救難体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	管理課		課長 奥島 高弘		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項 第1～3、6、7、12～18、25号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を的確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る事務を24時間365日行っているが、さらにこのような事務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を的確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を的確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資器材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資器材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・海難対応体制の維持を図っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	6,499	7,374	6,704	7,493	8,744	
		補正予算	224	483	44			
		前年度から繰越し	28	-	457	55		
		翌年度へ繰越し	-	▲457	▲55			
		予備費等	-	-	23			
	計	6,751	7,399	7,172	7,538	8,744		
執行額	6,714	7,327	6,968					
執行率(%)	99.5%	99.0%	97.2%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
			目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
			達成度	%	100	101	101	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	救助者	活動実績	人	1,579	2,466	1,807	-	
		当初見込み	人	-	-	-	-	
	犯罪処理状況	活動実績	人	7,356	7,448	7,201	-	
		当初見込み	人	-	-	-	-	
	立入検査数	活動実績	人	29,877	30,850	32,037	-	
当初見込み		人	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	巡視船艇の運航に必要な航海日当食卓料の単位当たりのコスト		単位当たりコスト	円	約7百万円	約7百万円	約7百万円	約7百万円
			計算式	円/隻	2,379百万円/358隻	2,392百万円/358隻	2,431百万円/357隻	2,697百万円/366隻

費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由	
非常勤職員手当	49	50	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」793」(百万円単位)	
諸謝金	8	8		
協力援助者災害給付金	11	11		
報償費	21	21		
職員旅費	158	151		
活動旅費	233	233		
海上警備対策旅費	84	72		
外地抑留者引取旅費	0.3	0.3		
航海日当食卓料	2,697	2,812		巡視船艇の就役等に伴う増
委員等旅費	1	2		
証人等旅費	0.1	0.1		
帰住旅費	0.1	0.1		
庁費	1,832	2,000		
航空従事者研修費	140	206		航空機の就役に伴う運航要員の資格取得経費の増
装備費	545	911		警備実施等の資機材整備費の増
被服費	256	266		
弾薬費	289	282		
土地建物借料	501	663		借受宿舎数の増
各所修繕	219	240		
捜査費	162	170		
被收容者等食糧費	0.5	0.6		
国際機関分担金	4	4		
賠償償還及払戻金	10	10		
移転費	270	630	庁舎移転に伴う改修費の増	
計	7,493	8,744		

平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うのもで広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	要救助海難の救助率、海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数とも、目標を達成している。 海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすることにより成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	これまで、関係行政機関や地方公共団体等との連携・協力により、治安・救難業務の効率的な遂行を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努める必要がある。				
	改善の方向性	引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図る。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	引き続き、調達方式の見直し等によりコストの削減を図るべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	行政事業レビュー推進チーム所見を踏まえ、引き続き、調達方式の見直し等によりコストの削減に努める。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	23-497	平成24年	24-543	平成25年	25-208

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

海上保安庁 6,968百万円	○当庁全体に係る治安及び救難体制に関する計画等の企画立案、 調達関係事務	
【一般競争入札】		
A. 民間事業者(58社) 729百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 分析機器、業務用自動車借上 捜査取締資機材、制服、作業服 等 〕
【随意契約(公募含む)】		
B. 民間事業者(280社) 455百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 武器、弾薬、捜査関係資機材 救難用資機材、業務用図書 等 〕 (うち公募による契約 114百万円)
【随意契約】		
C. 公益法人等(40機関) 18百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 研修・講習等参加料、業務用図書 等 〕
【随意契約】		
D. 東京都 3百万円		○当庁施設への給水 〔 水道使用料 〕
旅費 94百万円		○当庁の職員が業務に従事するための旅費 〔 警備救難業務旅費、捜査活動旅費、研修旅費 捜査活動外国旅費、航海日当食卓料 等 〕
管区海上保安本部等(13機関) 5,669百万円	○管区海上保安本部に係る治安及び救難体制に関する計画等の 企画立案、調達関係事務	
【一般競争入札】		
E. 民間事業者(161社) 486百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 捜査取締資機材、保安部等電気料 等 〕
【随意契約(公募含む)】		
F. 民間事業者(4633社) 2,175百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 潜水資機材、防弾衣、庁舎の敷地借料 救難等資機材、薬物検査キット、業務用自動車整備 等 〕 (うち公募による契約 20百万円)
【随意契約】		
G. 公益法人等(307機関) 83百万円		○当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 〔 訓練等受講料、自家用電気工作物保安管理委託、健康診断 庁舎設備法定点検 等 〕
【随意契約】		
H. 地方公共団体(416団体) 159百万円		○当庁の施設への給水等 〔 水道使用料、敷地借料 等 〕
旅費 2,766百万円		○当庁職員が業務に従事するための旅費 〔 警備救難業務旅費、捜査活動旅費 航海日当食卓料、研修旅費 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

【随意契約】

防弾衣等の調達については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

携帯電話購入、回線使用料契約においては、携帯電話の内線化についての企画提案書を複数の電話会社から提出してもらい、企画競争委員会において最も優れた企画提案書に選定された業者と随意契約を締結する企画競争方式を採用した。

また、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資機材の性能等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

- 三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件」

物品等の調達契約、特定役務(建築のためのサービス等を除く)の調達契約 1,200万円 (H24.4.1～H26.3.31に適用)

「公共調達の適正化について」(財務大臣通達)

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

- (2) 従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札(総合評価方式を含む。)又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.丸文株式会社			E.パナソニックシステムネットワークス株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	捜査取締等資器材購入	220	物品購入費	捜査取締等資器材購入	73
計		220	計		73
B.ダイキン工業株式会社			F.新関西国際空港株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	弾薬購入	88	借料	敷地借料	102
計		88	計		102
C.学校法人阿弥陀寺教育学園			G.東海大学		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	研修費	10	役務費	検査委託料	4
計		10	計		4
D.東京都			H.高知県		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
光熱水料	水道使用料	3	借料	敷地借料	12
計		3	計		12

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間事業者(58社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	丸文株式会社	業務用物品購入	220	4	0.644
2	山甚物産株式会社	制服・作業服等購入	97	3	0.959
3	株式会社武蔵富装	制服・作業服等購入	64	4	0.943
4	MHIエアロインサービス株式会社	航空部品購入	33	1	0.949
5	株式会社ジャスカ東京支店	制服・作業服等購入	29	5	0.95
6	三井物産エアスペース株式会社	研修費	19	1	0.999
7	イズミ産業株式会社	制服・作業服等購入	18	3	0.996
8	神山産業株式会社	制服・作業服等購入	17	2	0.974
9	双日エアスペース株式会社	研修費	17	1	0.994
10	丸紅エアスペース株式会社	研修費	15	1	0.993

B.民間事業者(280社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本工機株式会社	弾薬購入	89	随意契約	—
2	ダイキン工業株式会社	弾薬購入	89	随意契約	—
3	株式会社銀座銃砲店	弾薬購入	15	随意契約	—
4	日立キャピタルオートリース株式会社	業務用車借入	15	随意契約	—
5	株式会社マルミヤ	業務用物品購入	13	随意契約	—
6	旭精機工業株式会社	弾薬購入	9	随意契約	—
7	丸紅株式会社	電気使用料	9	随意契約	—
8	株式会社リコー	業務用物品保守料	7	随意契約	—
9	エヌティティコミュニケーションズ株式会社	回線使用料	7	随意契約	—
10	山甚物産株式会社	業務用物品購入	6	随意契約	—

C.公益法人等(40機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人阿弥陀寺教育学園	授業料	10	随意契約	—
2	海上災害防止センター	研修料	2	随意契約	—
3	独立行政法人国立印刷局	広告料	2	随意契約	—
4	一般社団法人東京公共嘱託登記	測量等業務	0.8	随意契約	—
5	一般社団法人関東電気保安協会	自家用電気保安業務	0.7	随意契約	—
6	日本放送協会	受信料	0.4	随意契約	—
7	一般財団法人健康医学協会	健康診断料	0.4	随意契約	—
8	財団法人日本人事試験研究センター	試験委託料	0.3	随意契約	—
9	一般財団法人新日本検定協会	鑑定料	0.3	随意契約	—
10	学校法人佐野学園神田外語大	研修料	0.2	随意契約	—

D.地方公共団体(1団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	水道使用料	3	随意契約	—

E.民間事業者(161社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	パナソニックシステムネットワークス株式会社	業務用物品購入	73	1	0.895
2	中国電力株式会社	電気使用料	18	1	0.948
3	理研産業株式会社	業務用物品保守料	14	1	0.998
4	株式会社南日本総合サービス	庁舎設備管理業務	9	2	0.493
5	西田建設株式会社	庁舎改修工事	8	6	0.894
6	かんぼの宿那覇レクセナー	施設借上げ	8	1	0.938
7	株式会社日本海洋科学	業務用物品購入	8	1	0.995
8	株式会社ケイビ	庁舎管理業務	7	6	0.115
9	株式会社佐々木組	宿舎修繕工事	7	1	0.62
10	デビス株式会社	駐車場借上げ	7	1	0.137

F.民間事業者(4,633社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新関西国際空港株式会社	敷地借料	102	随意契約	—
2	九州電力株式会社	電気使用料	38	随意契約	—
3	四国電力株式会社	賠償金	32	随意契約	—
4	関西電力株式会社	電気使用料	32	随意契約	—
5	株式会社エネット	電気使用料	23	随意契約	—
6	株式会社日本海洋科学	プログラム作成料	21	随意契約	—
7	中部国際空港株式会社	水道使用料	20	随意契約	—
8	北海道電力株式会社	電気使用料	19	随意契約	—
9	戸田総合法律事務所	和解成立に伴う解決金	18	随意契約	—
10	株式会社ワイソリューション	業務用物品保守料	16	随意契約	—

G.公益法人等(307機関)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東海大学	検査委託料	4	随意契約	—
2	国立大学法人琉球大学	検査委託料	2	随意契約	—
3	公立大学法人和歌山県立医科	検査委託料	1	随意契約	—
4	千葉大学	検査委託料	1	随意契約	—
5	一般財団法人海上災害防止セ	研修料	1	随意契約	—
6	国立大学法人長崎大学	検査委託料	1	随意契約	—
7	医療法人寿仁会沖縄セントラル	検査料	1	随意契約	—
8	国立大学法人岡山大学	検査委託料	1	随意契約	—
9	国立大学法人愛媛大学	検査委託料	1	随意契約	—
10	国立大学法人九州大学	検査委託料	0.9	随意契約	—

H.地方公共団体(416団体)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	高知県	敷地借料	12	随意契約	—
2	大阪府	敷地借料	11	随意契約	—
3	常滑市	借料	7	随意契約	—
4	東京都	敷地借料	3	随意契約	—
5	小豆島町	敷地借料	2	随意契約	—
6	対馬市	敷地借料	1	随意契約	—
7	福島県	敷地借料	1	随意契約	—
8	和歌山県	敷地借料	1	随意契約	—
9	下田市	敷地借料	0.9	随意契約	—
10	神戸市	敷地借料	0.9	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	環境・防災体制の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁警備救難部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	環境防災課		課長 石塚 智之		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第11号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を的確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る事務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資器材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	98	96	101	102	101	
	執行額	98	96	99	-	-		
執行率(%)	100%	100%	98%	-	-			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	当該業務は、海上災害の予防及び災害発生時には迅速かつ的確な対応をはかるために行っている事業である。成果目標としては、防災資機材の整備、職員の災害対処能力強化のための研修、関係機関との合同訓練の実施などを通じて、災害予防を推進すること、災害時対処の迅速性、的確性の向上を図ること等である。これら災害対策等については、国内外関係機関と連携して実施する必要もあり、定量的な成果指標を定めることは困難である。		成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	防除措置を行った油流出事故件数		活動実績	件	127	106	135	-
			当初見込み	-	-	-	-	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	油流出事故に対応するための主な資器材の年間維持経費		単位当たりコスト	円	60百万円	58百万円	61百万円	61百万円
			計算式	円/年	60百万円/年	58百万円/年	61百万円/年	61百万円/年
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	0.2	0.2					
	職員旅費	20	20					
	海上警備対策旅費	0.5	0.3					
	委員等旅費	0.1	0.1					
	庁費	20	19					
	装備費	61	61					
	計	102	101					

事業所管部局による点検・改善									
	項目		評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海上保安庁法の規定に基づき、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕等を行うのもで広く国民のニーズがあり、国が実施すべき事業である。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○						
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	随意契約を行っているものについては、公募、複数者からの見積り徴取により、競争性を確保している。 また、一般競争入札への見直し等により、調達コストの縮減を図っている。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—						
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○						
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	海上保安業務は、巡視船艇・航空機が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により成果が上がるものであることから、個々の経費と結び付けて成果を把握することは不適當。また、事故災害の未然防止、犯罪の抑止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、すべてを定量的に評価はしていない。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○						
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—						
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
	—	—	—						
点検・改善結果	点検結果	これまで、関係行政機関や地方公共団体等との連携・協力により、治安・救難業務の効率的な遂行を図ってきたところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続きコスト縮減に努める必要がある。							
	改善の方向性	引き続き、調達方式の見直し等により、調達コストの縮減を図る。							
外部有識者の所見									
行政事業レビュー推進チームの所見									
一部改善の事業内容	引き続き、調達方式の見直し等によりコストの削減を図るべき。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
執行等改善	行政事業レビュー推進チーム所見を踏まえ、引き続き、調達方式の見直し等によりコストの削減に努める。								
備考									
関連する過去のレビューシートの事業番号									
	平成23年	23補-0065	平成24年	24-544	平成25年	210			

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
て補足する)
(単位:百万
円)

海上保安庁 99百万円	○ 当庁全体に係る環境・防災体制に関する計画等の企画立案、 調達関係事務
【一般競争入札】 A. 民間事業者(1社) 1百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 消耗品購入 }
【随意契約】 B. 民間事業者(8社) 9百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 消耗品購入、保守料等 }
【随意契約】 C. 公益法人等(1社) 6百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 訓練受講 }
旅費 2百万円	○ 当庁の職員が業務に従事するための旅費

管区海上保安本部等(13機関) 80百万円	○ 管区海上保安本部等に係る環境・防災体制に関する計画等の 企画立案、調達関係事務
【一般競争入札】 D. 民間事業者(4社) 5百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 防災資機材購入等 }
【随意契約】 E. 民間事業者(364社) 58百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 防災資機材、ガス検知器購入等 }
【随意契約】 F. 公益法人等(4社) 1百万円	○ 当庁が発注した調達品の納入、役務の提供等 { 訓練受講 }
【随意契約】 G. 地方公共団体(3社) 0百万円	○ 当庁が借入れた会場使用料等 { 会場借料、岸壁使用料 }
旅費 16百万円	○ 当庁の職員が業務に従事するための旅費

【随意契約】
契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

A.株式会社チヨダサイエンス			E.株式会社三井田商事		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	消耗品購入	1	物品購入費	消耗品購入	4
計		1	計		4
B.神山産業株式会社			F.一般財団法人海上災害防止センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	消耗品購入	1	役務費	海上防災訓練受講	0
計		1	計		0
C.財団法人原子力安全技術センター			G.網走市		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	調査検討業務	6	借料	会場借料	0
計		6	計		0
D.株式会社カネヤス			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	資機材整備費	1			
計		1	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社チヨダサイエンス	消耗品購入	1	3	0.989

B.民間事業者(8社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神山産業株式会社	消耗品購入	1	随意契約	—
2	株式会社チヨダサイエンス	消耗品購入	1	随意契約	—
3	株式会社ジョーエイ	交換機保守	0	随意契約	—
4	株式会社タツノ	資機材修繕	0	随意契約	—
5	日新商事株式会社横浜支店	資機材修繕	0	随意契約	—
6	テクノヒル株式会社	資機材点検	0	随意契約	—
7	株式会社スズケン	消耗品購入	0	随意契約	—
8	株式会社リコー	プリンター保守	0	随意契約	—

C.公益法人(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人原子力安全技術センター	調査検討業務	6	1	0.992

D.民間事業者(4社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社カネヤス	資機材整備費	1	1	0.95
2	神山産業株式会社	資機材購入	1	4	1
3	東北電力株式会社	電気使用料	1	1	0.993
4	株式会社エネット	電気使用料	0.9	2	0.95

E.民間事業者(364社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社三井田商事	物品保守料	4	随意契約	—
2	光洋商事株式会社	消耗品購入	2	随意契約	—
3	株式会社ムラカミ	消耗品購入	1	随意契約	—
4	株式会社やまさき	物品保守料	1	随意契約	—
5	三重保安商事株式会社	資機材整備費	1	随意契約	—
6	株式会社シーガル	消耗品購入	1	随意契約	—
7	島田燈器工業株式会社	資機材整備費	1	随意契約	—
8	株式会社けんと放送	消耗品購入	1	随意契約	—
9	株式会社進光	消耗品購入	1	随意契約	—
10	株式会社高山	消耗品購入	1	随意契約	—

F.公益法人(4社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人海上災害防止センター	海上防災訓練受講	0.5	随意契約	—
2	学校法人広島YMCA学園	講師謝金	0.2	随意契約	—
3	社団法人日本クレーン協会	講習受講	0.06	随意契約	—
4	海上防災事業者協会	消耗品購入	0.01	随意契約	—

G.地方公共団体(3社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	網走市	会場借料	0.02	随意契約	—
2	秋田県	水道使用料	0.02	随意契約	—
3	横浜市	岸壁使用料	0.01	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート

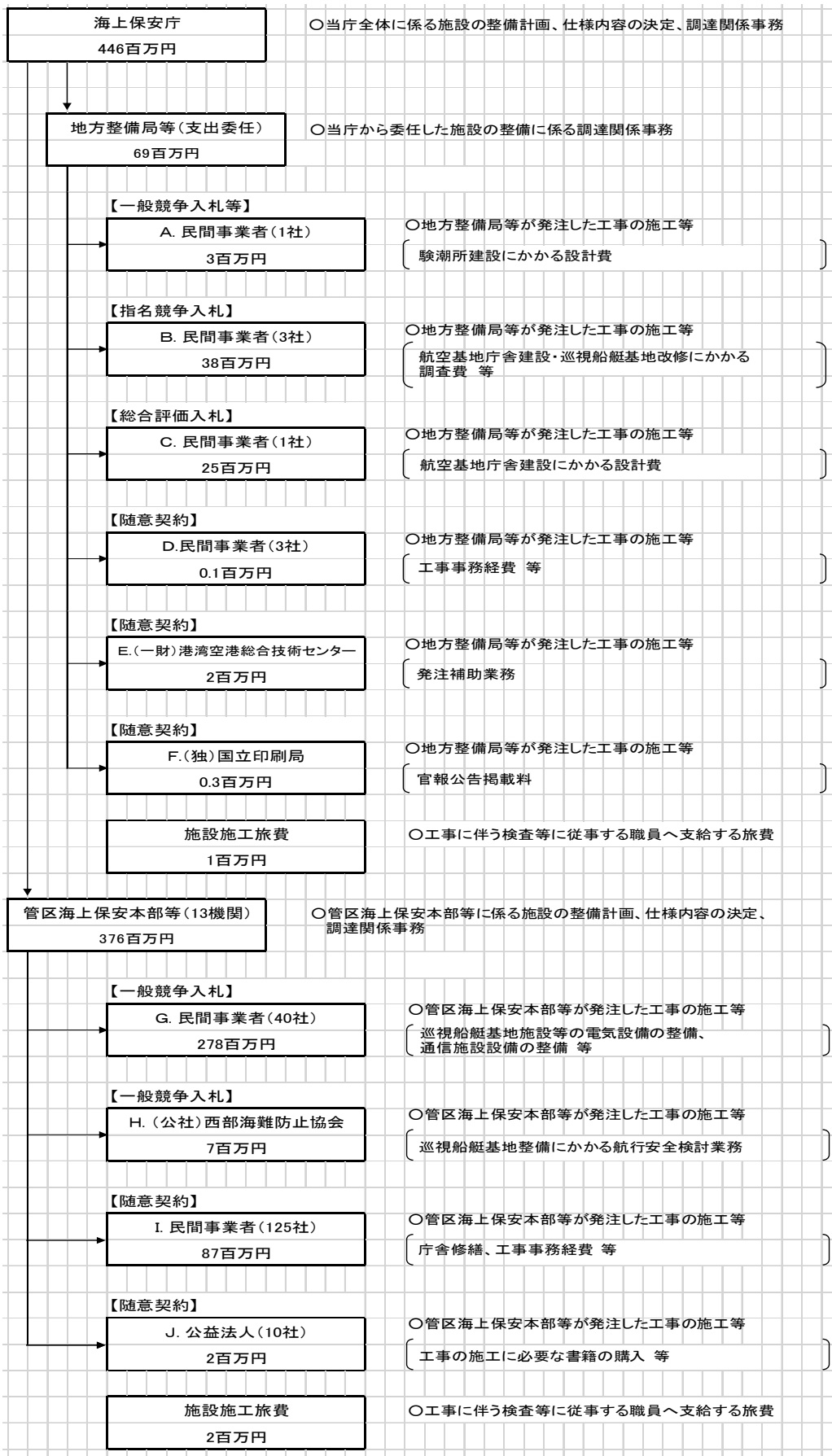
(国土交通省)

事業名	海上保安官署施設整備費に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者	課長 糸井 一幸	
事業開始・終了(予定)年度	S23～終了(予定)なし		担当課室	施設補給課				
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要なとなる施設・設備を新設又は改修によって確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、領海警備体制強化に伴う巡視船の係留施設・船艇用品庫の整備や、乗組員用の宿舎建設等を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,151	1,078	466	601	4,045	
		補正予算	13	73	2,939			
		前年度から繰越し	940	533	73	2,986		
		翌年度へ繰越し	▲ 533	▲ 73	▲ 2,986			
		予備費等	-	2,314	-			
		計	1,571	3,925	493	3,587	4,045	
		執行額	1,562	3,918	446			
	執行率 (%)	99.4%	99.8%	90.5%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値(26年度)
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績【要救助海難の救助率】(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	95	96	96	
			目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	-
			達成度	%	100	101	101	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	巡視船艇基地施設整備 航空基地施設整備 宿舎整備		活動実績	箇所	8	6	10	-
			当初見込み	箇所	8	6	11	7
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	当該年度完成施設総事業費 ÷ 完成施設数		単位当たりコスト	百万円/箇所	106	318	23	25
			計算式	百万円/箇所	848/8	1,907/6	229/10	99/4
平成26・27年度予算内訳(単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	施設施工旅費	3	10	巡視船艇基地施設等の整備箇所の増				
	施設施工庁費	22	336	巡視船艇基地施設等の整備箇所の増				
	施設整備費	521	3,694	巡視船艇基地施設等の整備箇所の増				
	不動産購入費	55	4	用地購入面積の減				
	計	601	4,044	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」2,664」(百万円単位)				

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる巡視船艇基地及び航空基地等の施設整備等を行い、船艇、航空機の後方支援等を行うための施設等を適性に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	契約行為については、海上保安業務における必要性や施設の老朽化の程度等を精査し、真に必要なもの、緊急性の高いものから整備を進めており、コストの削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、巡視船艇基地及び航空基地等の施設を適切に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名
	-	-				-
点検・改善結果	点検結果	航空機の格納庫拡充や巡視船艇の係留施設整備といった業務遂行に必要不可欠な施設を中心に整備を行っている。				
	改善の方向性	引き続き、業務遂行に必要不可欠な施設から十分に整備を行い、かつ、コスト削減に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善の	尖閣諸島における領海警備体制の強化に必要不可欠な係留施設等の整備が重点的に進められている。 引き続き施設の老朽化の程度等を踏まえ、財政上の制約を勘案し、コスト削減に努めつつ業務遂行に必要不可欠な施設から計画的に整備を行っていくべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	尖閣諸島における領海警備体制の強化のため、整備箇所の重点化及び優先度の精査を行い、一部の施設整備を見送ることとした。					
備考						
【予算額・執行額欄】 平成24年度の「予備費等」額 2,314百万円は全額「予備費」によるもの。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	23-499	平成24年	24-547	平成25年	25-212	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.(株)マルタ設計			F.(独) 国立印刷局		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設計費	航空基地庁舎設計	3			
計		3	計		0
B.(株)日本港湾コンサルタント九州支社			G.TAIHOU CONSTRUCTION(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設計費	巡視船艇基地改修設計	24	工事費	巡視船艇基地改修工事	49
計		24	計		49
C.(株)NTTファシリティーズ			H.(公社)西部海難防止協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設計費	庁舎設計	25	調査費	航行安全検討業務	7
計		25	計		7
D.トミヤ商事(株)			I.(株)オオニシ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
			工事費	庁舎改修工事	3
計		0	計		3
E.(一財) 港湾空港総合技術センター			J.(公社)新潟県公共嘱託登記士地家屋調査士協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
設計費	発注補助	2			
計		2	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)マルタ設計	設計業務	3	1	99.9

B.民間事業者(3社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本港湾コンサルタント九	設計業務	24	3	83.9
2	(株)東京ソイルリサーチ	地質調査	13	10	99.9
3	川崎地質(株)	敷地調査	1	10	22.3

C.民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)NTTファシリティーズ	設計業務	25	1	98.4

D.民間事業者(3社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	トミヤ商事(株)	事務用消耗品買入	0.09	随意契約	-
2	共同通商(株)	事務用消耗品買入	0.01	随意契約	-
3	ヤマト運輸(株)	物品輸送	0.004	随意契約	-

E.(一財)港湾空港総合技術センター

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(一財)港湾空港総合技術セン	発注補助業務	2	随意契約	-

F.(独)国立印刷局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)国立印刷局	官報公告掲載料	0.3	随意契約	-

G.民間事業者(40社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	TAIHOU CONSTRUCTION	巡視船艇基地改修工事	49	6	98.8
2	三井造船鉄構エンジニアリング	巡視船艇基地整備	38	2	95.6
3	郡リース(株)	庁舎整備	31	4	78.7
4	日本ジタン(株)	地質調査	19	2	94.2
5	㈱斐川電工	巡視船艇基地改修工事	11	1	99.6
6	大電総業(株)	巡視船艇基地改修工事	11	5	69
7	㈱日本港湾コンサルタント	設計業務	10	2	98.1
8	アドバンテック日成(株)	庁舎整備	10	1	99.5
9	㈱櫻井組	航空基地施設改修工事	7	4	99.6
10	㈱手島建築設計事務所	耐震診断業務	7	5	96.4

H.(公社)西部海難防止協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公社)西部海難防止協会	航行安全検討業務	7	1	96.1

I.民間事業者(125社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央開発(株)	土歴調査	1	随意契約	-
1	中央開発(株)	土歴調査	1	随意契約	-
1	中央開発(株)	土壌調査	1	随意契約	-
1	中央開発(株)	土壌調査	1	随意契約	-
2	㈱オオニシ	航空基地空調設備整備	2	随意契約	-
2	㈱オオニシ	空調機3台買入	1	随意契約	-
2	㈱オオニシ	庁舎電気錠整備	0.4	随意契約	-
3	五洋建設(株)	巡視船艇基地修繕工事	2	随意契約	-
3	五洋建設(株)	巡視船艇基地修繕工事	1	随意契約	-
4	㈱高木組	航空基地修繕工事	2	随意契約	-
4	㈱高木組	航空基地修繕工事	1	随意契約	-
5	堀田建設(株)	航空基地庁舎修繕工事	2	随意契約	-
6	㈱久仲工建	宿舎修繕工事	2	随意契約	-
7	㈱大滝工務店	学校施設改修工事	2	随意契約	-
8	㈱馬場工業	航空基地修繕工事	2	随意契約	-
9	山根建設(有)	埋設物調査工事	2	随意契約	-
10	㈱河崎海事	巡視船艇基地修繕工事	2	随意契約	-

J.公益法人(10社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(公社)新潟県公共嘱託登記士	敷地調査	1	随意契約	-
2	(一財)中国四国アスベスト調査	アスベスト調査	1	随意契約	-
3	(公社)島根県公共嘱託登記士	敷地測量等	0.4	随意契約	-
4	(公社)石垣市シルバー人材セ	除草作業	0.2	随意契約	-

5	(一社)公共建築協会	講習会参加費	0.1	随意契約	-
6	(一財)建設物価調査会	書籍買入	0.03	随意契約	-
7	(一財)建築保全センター	講習会参加費	0.03	随意契約	-
8	(一財)経済調査会	講習会参加費	0.01	随意契約	-
9	(一社)日本建設機械施工協会	書籍買入	0.01	随意契約	-
10	(一財)港湾空港総合技術セン	講習会参加費	0.01	随意契約	-

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	情報通信システムに関する経費	担当部局庁	海上保安庁総務部	作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定なし)	担当課室	情報通信課	課長 勢良 俊也
会計区分	一般会計	政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する	
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第28、29号	関係する計画、通知等	—	

事業の目的
(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)

海上保安庁は、法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としているが、当事業は、当該任務を遂行するために使用する通信施設を建設、保守及び運用することを目的とする。

事業概要
(5行程度以内。別添可)

海上保安庁は、上記「事業の目的」に掲げるとおり、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。これらの質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。

実施方法

直接実施 委託・請負 補助 負担 交付 貸付 その他

予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
	当初予算	3,582	3,195	4,954	4,797	4,094
	補正予算	49	237	747		
	前年度から繰越し	2,040	47	197	714	
	翌年度へ繰越し	▲47	▲197	▲714		
	予備費等	—	1,321	▲23		
	計	5,624	4,603	5,161	5,511	4,094
	執行額	5,488	4,395	5,141		
執行率(%)	98%	95%	99%			

成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値(年度)
	海上保安業務においては、陸上部署、巡視船艇、航空機が情報通信システムを活用して相互に連携することでその成果が得られるものであり、情報通信システム単体で成果が得られるものではないため、情報通信システム単体の成果目標及び成果実績を定量的に示すことはできないが、海難救助率といった海上保安業務の一環について、業績指標に対する成果を評価した場合、右のとおり。	成果実績【要救助海難の救助率】	%	95	96	96	
		目標値【要救助海難の救助率】	%	95	95	95	—
		達成度	%	100	101	101	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備は、陸上部署、巡視船艇、航空機の情報通信システムに対して実施するもので、情報通信システム単体で成果が得られるものではないため、情報通信システム維持・整備単体の活動指標を定量的に示すことはできないが、活動内容は右のとおり。	活動実績	—	デジタル無線機の整備等	画像伝送機能の強化・デジタル無線機の整備等	海上保安業務システム更新・デジタル無線機の整備等	
		当初見込み	—	デジタル無線機の整備等	画像伝送機能の強化・デジタル無線機の整備等	海上保安業務システム更新・デジタル無線機の整備等	海上保安業務システムの更新・デジタル無線機の整備等

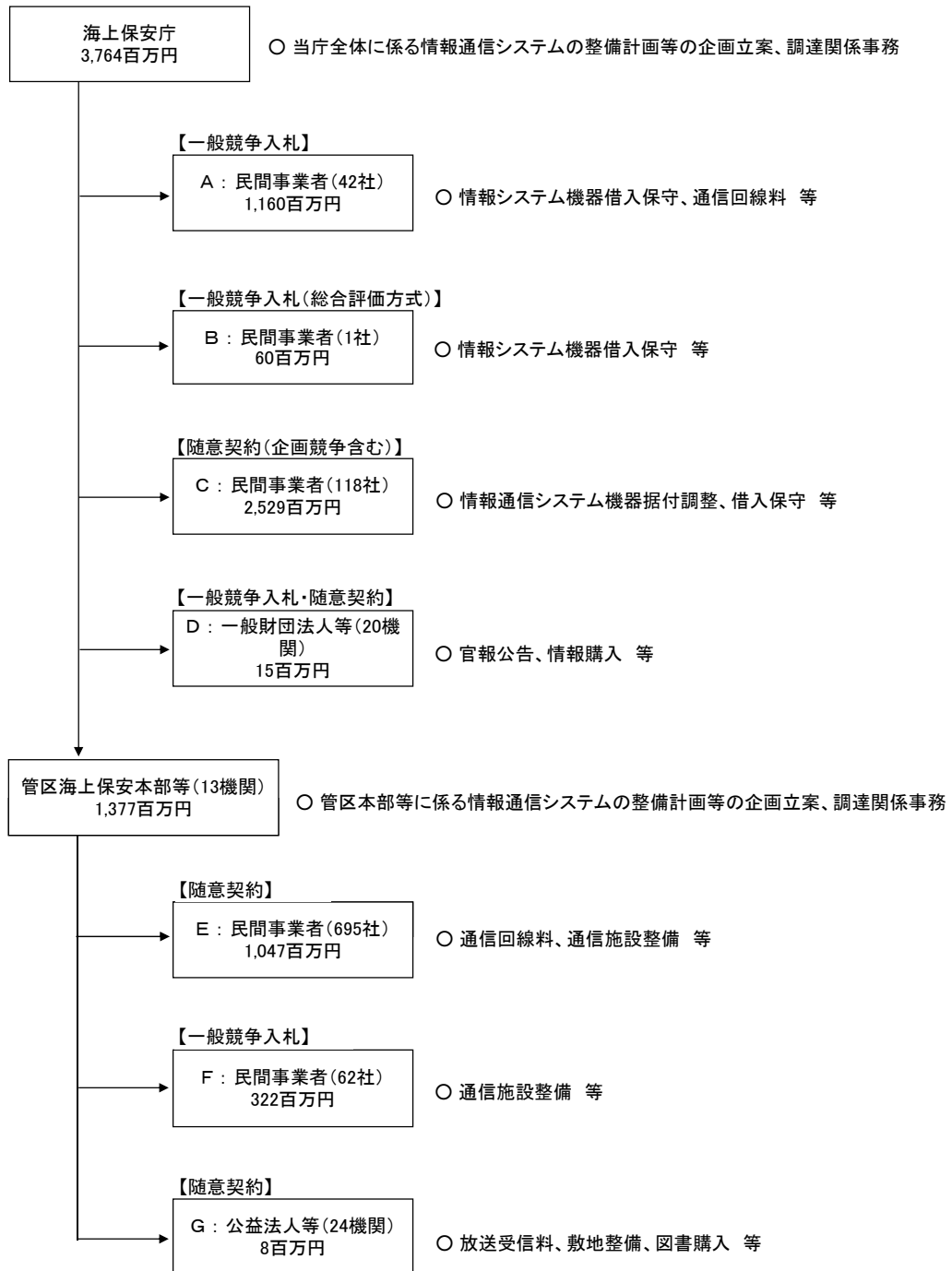
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	25年度執行額(5,141百万円)を部署数184ヶ所(本庁、本部、基地等を含む)で除したもの。	単位当たりコスト	百万円/部署	29.8	24	27.9	30.1
	※巡視船艇・航空機については、各所属部署に含まれるものとする。	計算式	百万円/部署数	5,488/184	4,395/184	5,141/184	5,511/183

平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由
	情報処理業務庁費	1,655	268	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」30」(百万円単位) 海上保安業務システム更新・機能強化に係る開発経費の減1,267百万円 GMDSSに係る新システム(MEOSAR)への対応に要する経費の増558百万円
	職員旅費	3	3	
	通信業務庁費	774	788	
	通信設備整備費	141	777	
	通信専用料	1,143	1,189	
	電子計算機借料	1,081	1,069	
計	4,797	4,094		

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っており、国が実施すべき事業であるとともに、その優先度は高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	当事業においては、一般競争による調達を原則としており、また、随意契約とする場合であっても、可能な限り企画競争・公募を行う等して、競争性・透明性の確保及び経費節減に努めている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	年度毎に予算状況を勘案した整備計画を策定し、計画的かつ効果的な事業運営を図っている。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	—		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	上記のとおり、当事業においては、競争性・透明性の確保及び経費節減を図るとともに、計画的かつ効果的な事業運営に努めているところであり、これまでのところ、巡視船艇に整備している衛星回線について、より安価なサービスに移行したり、業務に常用しているシステムの移行に伴い維持費を見直したりすることにより、経費を節減した。				
	改善の方向性	当事業は、随意契約をする場合でも可能な限り企画競争・公募を行ったり、通信施設・資機材等を見直したりすることにより、経費の節減を図る。				
外部有識者の所見						
活動指標で、たとえば、デジタル無線機の整備等の整備率を入れるなどすれば、なぜこれだけの予算が必要なのか説明しやすいのではないか。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
一部改善の	行政文書の作成・管理、職員間の情報共有等に使用する常用システム機能については、オープン系システムからクローズ系システムへの移行が着実に進められ、情報管理体制の強化が図られている。システム開発、機器の調達等においては、今後も競争性の確保に努め経費の節減を図りつつ、必要な事業の実施を進めるべきである。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	外部有識者所見に記載のあるデジタル無線機の整備に関しては、平成27年度に未整備の航空機に整備を行うことにより、完了する。進捗率等わかりやすい指標については、検討していくこととする。業務に使用する常用システム機能については、オープン系システムからクローズ系システムへ移行し、情報管理体制の強化を進めているところであるが、当該システムの移行に伴い維持経費を見直した結果、約200万円の経費節減が可能となった。					
備考						
支出先上位10者リストの中には、平成21年度に入札を行ったものが含まれる。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成23年	500	平成24年	549	平成25年	214	

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



※ 随意契約について

当事業で扱う一部の情報通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理と共に、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り企画競争や公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

なお、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が小額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、小額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、経費の節減を図っている。

A.東京センチュリーリース株式会社			E.東日本電信電話株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
更新費	情報システム機器更新	328	通信費	通信回線料	258
計		328	計		258
B.東京センチュリーリース株式会社			F.株式会社富士通マーケティング		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
更新費	情報システム機器更新	41	整備費	通信回線整備	16
計		41	計		16
C.エヌ・ティ・ティ・ファイナンス株式会社			G.特殊法人日本放送協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
据付調整費	情報システム機器据付調整	1,028	通信費	放送受信料	2
計		1,028	計		2
D.一般財団法人日本ITU協会			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	情報購入	4			
計		4	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器更新	328	1	90.1%
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線料	292	1	100.0%
3	NTTファイナンス株式会社	情報システム機器据付調整	140	1	94.7%
4	株式会社東芝	通信機器購入	30	2	93.4%
5	株式会社ジョーエイ	電源設備改修工事	29	2	84.3%
6	三井物産エアロスペース株式会社	図書購入	27	1	99.0%
7	スカパ-JSAT株式会社	通信装置保守	17	1	100.0%
8	HISグローバル株式会社	情報購入	17	1	100.0%
9	沖電気工業株式会社	情報システム機器据付調整	16	1	97.9%
10	株式会社パスコ	情報購入	12	8	50.1%

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器据付調整	41	2	91.4%
2	東京センチュリーリース株式会社	情報システム機器借入保守	19	2	91.4%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・ティ・ファイナンス株式会社	情報システム機器据付調整	1,028	随意契約	—
2	エヌ・ティ・ティ・ファイナンス株式会社	情報システム機器借入保守	170	随意契約	—
3	日立キャピタル株式会社	情報システム機器借入保守	105	随意契約	—
4	株式会社リコー	情報システム機器借入保守	104	随意契約	—
5	ケイティーディーアイ株式会社	通信回線料	99	継続契約	—
6	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	通信機器据付調整(企画競争)	88	1	—
7	株式会社日本テレコム	通信回線料	66	随意契約	—
8	スカパ-JSAT株式会社	通信回線料	55	随意契約	—
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	通信機器据付調整(企画競争)	51	2	—
10	株式会社JECC	情報システム機器借入保守	39	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人日本ITU協会	情報購入	4	1	99.6%
2	一般社団法人日本海運集会所	情報購入	3	1	99.7%
3	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	1	随意契約	—
4	一般社団法人ラヂオプレス	情報購入	1	随意契約	—
5	学校法人岩崎学園情報セキュリティ大学院大学	入学金及び授業料	0.9	随意契約	—
6	一般財団法人リモートセンシング技術研修	研修費用	0.7	随意契約	—
7	学校法人岩崎学園情報セキュリティ大学院大学	授業料	0.6	随意契約	—
8	一般財団法人リモートセンシング技術研修	研修費用	0.3	随意契約	—
9	一般社団法人ラヂオプレス	情報購入	0.3	随意契約	—
10	日本小型船舶検査機構	情報購入	0.1	随意契約	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	東日本電信電話株式会社	通信回線料	136	随意契約	—
2	西日本電信電話株式会社	通信回線料	65	随意契約	—
3	東日本電信電話株式会社	通信回線料	60	随意契約	—
4	西日本電信電話株式会社	通信回線料	44	随意契約	—
5	NTTコミュニケーションズ株式会社	通信回線料	40	随意契約	—
6	西日本電信電話株式会社	通信回線料	36	随意契約	—
7	東日本電信電話株式会社	通信回線料	31	随意契約	—
8	西日本電信電話株式会社	通信回線料	22	随意契約	—
9	東日本電信電話株式会社	通信回線料	21	随意契約	—
10	西日本電信電話株式会社	通信回線料	15	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
--	-----	------	-------------	------	-----

1	有限会社興発電子産業	通信機器換装工事	34	2	96.4%
2	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	通信機器換装工事	19	1	90.4%
3	株式会社富士通マーケティング	通信回線整備	16	2	82.7%
4	株式会社富士通マーケティング	通信回線整備	14	3	92.8%
5	電気興業株式会社	通信施設改修工事	14	1	92.1%
6	日本電気株式会社	通信機器改修工事	11	1	95.4%
7	日本電気株式会社	通信機器改修工事	10	1	97.0%
8	富士通ネットワークソリューションズ株式会社	通信回線整備	9	3	91.3%
9	ハイエレコン株式会社	情報システム機器借入保守	8	3	78.8%
10	長野日本無線株式会社	通信機器改修工事	8	1	99.8%

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百円)	入札者数	落札率
1	日本放送協会	放送受信料	2	随意契約	—
2	(社)南あわじ市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0.8	随意契約	—
3	(社)下関市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0.7	随意契約	—
4	(財)北海道電気保安協会	通信施設保安管理業務委託	0.6	随意契約	—
5	(社)電波産業会	調査費	0.5	随意契約	—
6	(社)電波産業会	調査費	0.3	随意契約	—
7	(社)稚内市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0.3	随意契約	—
8	(社)洲本市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0.3	随意契約	—
9	(財)中部電気保安協会	通信施設保安管理業務委託	0.2	随意契約	—
10	(社)気仙沼市シルバー人材センター	通信施設敷地環境整備	0.2	随意契約	—

平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海上交通安全に関する経費		担当部局庁	海上保安庁交通部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	企画課		課長 野澤 和行		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第項第10、24号		関係する計画、 通知等	新交通ビジョン (海上交通の安全確保に向けての新たな展開)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びふくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—			
		前年度から繰越し	3	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	2,067	1,920	1,985	1,788	1,660	
	執行額	2,045	1,900	1,955				
執行率(%)	98.9	99.0	98.5					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (27年度)	
	・我が国周辺で発生する海難隻数を平成27年までに2,220隻以下に減少させる。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)	成果実績	隻	2,508	2,234	2,285		
		目標値	隻	2,220	2,220	2,220	2,220	
		達成度	%	—	—	—		
	・ふくそう海域における社会的反響が著しい大規模海難の発生数を0件にする。 (第3次海上保安業務遂行計画 23年度～27年度)	成果実績	隻	0	0	0		
		目標値	隻	0	0	0	0	
達成度		%	100	100	100			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	航路標識の運用率の維持 (第3次海上保安業務遂行計画23年度～27年度)		活動実績	%	99.9	99.9	99.9	—
	※運用率とは、運用すべき時間に対し実際に正常運用した時間の比率を3年間の実績で算出したもの。		当初見込み	%	99.8	99.8	99.8	99.8
単位当たり コスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	X(各年度の執行額)÷Y(各年度の航路標識基数)		単位当たり コスト	百万円	0.38	0.36	0.37	0.34
			計算式	X/Y	2,045/5,347	1,900/5,328	1,955/5,323	1,787/5,310
平成26・27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	海上交通安全に関する経費	1,788	1,660	平成27年度は、航路標識整備事業による航路標識用光源のLED化、電源の太陽電池化及び必要性の低下した光波標識の廃止にともない、航路標識用電力料、航路標識用光源の調達に係る経費及び航路標識の点検・保守業務の業務委託に係る経費等の削減を行っているため。				
	計	1,788	1,660					

事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	航路標識の運用は、すべての海域利用者の事故を未然に防止し人命及び財産を保護するために必要であり、これに係る経費を適切に執行している。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	随意契約の内容は敷地借料、電力料及び電話回線利用料が主であり、契約については法令に基づき適切に行っている。また競争、入札によるものは入札情報を公開することで競争性を確保している。不用率は1.5%で、限られた予算を適切に執行している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	船舶交通の安全に必要な不可欠である航路標識の運用にあたっては、限りある予算を適切に執行することにより高い運用率を維持している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—			
	事業番号	類似事業名			所管府省・部局名	
点検・改善結果	点検結果	航路標識用光源のLED化(光源寿命の増加)及び太陽電池装置の導入に伴い、業務委託している航路標識の点検・保守業務の効率化や電力料等の削減を図ることで経費を節減している。 なお、上記経費の節減額は平成25年度が平成24年度比で約0.5億円、平成26年度が平成25年度比で約0.4億円である。				
	改善の方向性	有識者により提言された「光波標識の適正数を把握するための評価手法」に基づき、必要性が低下等した光波標識を選定のうえ、廃止(撤去)に向けて利用者等と調整のうえ廃止(撤去)することで保守業務経費等の更なる削減に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	航路標識の点検・保守業務の業務委託に係る経費等の削減効果を早期に発現させるため、光波標識の廃止に向けた利用者等との調整を推進する必要がある。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	○所見を踏まえた改善点 光波標識の廃止に向け、利用者等との慎重かつ迅速な調整を推進する。					
	○概算要求における反映状況 平成27年度概算要求は、平成26年度に廃止する必要性の低下した光波標識に係る電力料、光源費、保守委託経費等を削減するほか、平成26年度に整備を実施する航路標識用光源のLED化や電源の太陽電池化による電力料等の削減、保守業務の効率化により経費を削減して予算要求を行う。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	501	平成24年	551	平成25年	215

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



【随意契約】
契約の相手方が1者であることが明らかな場合、または、契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令の規定より随意契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをとするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

※金額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し表示している。

A.東京計器株式会社			E.東京都		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	レーダー用機器購入	96	庁費	水道料	5
計		96	計		5
B.大学共同利用機関法人情報システム研究機構			F.セナーアンドバーンズ株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	船舶動静データのフロアティブモデル構築に関する調査研究	4	役務費	航路標識保守業務委託	114
計		4	計		114
C.輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社			G.財団法人日本航路標識協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	データ処理サーバー利用料等	242	役務費	航路標識施設の調査設計	3
計		242	計		3
D.財団法人日本ITU協会			H.慶佐次区		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	業務用資料購入	2	借料	航路標識施設敷地借料	52
計		2	計		52

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

I.名古屋市					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料、庁費	航路標識施設借料、水道料等	31			
計		31	計		0
J.日本海事科学振興財団					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料、庁費	航路標識施設敷地借料、航路標識電力料	8			
計		8	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京計器株式会社	レーダー用機器購入	96	1	100
2	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	37	1	100
3	JIPテクノサイエンス株式会社	情報提供システム運用保守業務	22	4	70
4	湘南工作販売株式会社	航路標識用光源購入	15	1	99
5	武蔵富装株式会社	被服購入	6	4	90
6	山甚物産株式会社	被服購入	5	4	99
7	ジャスカ株式会社	被服購入	4	5	95
8	イズミ産業株式会社	被服購入	3	3	99
9	日本光機工業株式会社	航路標識用光源購入	3	1	92
10	スリーハンズ株式会社	データ処理サーバー利用料	3	1	95

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大学共同利用機関法人情報システム研究機構	船舶動静データのブロアクティブモデル構築に関する調査研究	3	1	97
2	(社)日本海難防止協会	港則法危険物の選定に関する調査検討業務	3	1	90

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社	データ処理サーバー利用料	242	随意契約	—
2	東京電力株式会社	電力料	34	随意契約	—
3	スカパーJSAT株式会社	通信回線使用料	24	随意契約	—
4	マルミヤ株式会社	消耗品購入	6	随意契約	—
5	株式会社リコー	電子複写機保守	5	随意契約	—
6	カクチョウ印刷株式会社	資料等印刷製本	3	随意契約	—
7	新弘堂株式会社	資料等印刷製本	3	随意契約	—
8	ケー・デー・シー株式会社	業務用システム保守業務	2	随意契約	—
9	日本光機工業株式会社	予備品購入	2	随意契約	—
10	エスクリエイト株式会社	資料等印刷製本	2	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)日本ITU協会	業務用資料購入	2	随意契約	—
2	国際航路標識協会	国際航路標識協会分担金	2	随意契約	—
3	(独)国立印刷局	官報公告料	1	随意契約	—
4	(財)海上保安協会	業務用資料購入	0.2	随意契約	—
5	(社)日本海難防止協会	定期刊行物購入	0.1	随意契約	—
6	(社)電子情報通信学会	業務用資料購入	0.1	随意契約	—
7	(社)土木学会	業務用資料購入	0.1	随意契約	—
8	(社)照明学会	定期刊行物購入	0.1	随意契約	—
9	(財)建設物価調査会	定期刊行物購入	0.1	随意契約	—
10	一般財団法人経済調査会	定期刊行物購入	0.1	随意契約	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	水道料	5	随意契約	—
2	麴町税務署	謝金支弁に伴う所得税	0.1	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	セナーアンドバーズ株式会社	航路標識保守業務委託	114	3	82
2	シグマ工業株式会社	航路標識保守業務委託	42	2	98
3	沖電気カスタマドテック株式会社	海上交通情報処理装置保守業務	20	1	96
4	ブイメンテ株式会社	航路標識保守業務委託	14	2	98
5	日本管財株式会社	庁舎維持管理業務	10	4	87
6	ファビルス株式会社	庁舎維持管理業務	6	3	85
7	光電製作所株式会社	予備品購入	6	1	99
8	国際ビルサービス株式会社	庁舎維持管理業務	6	5	86
9	同和興業株式会社	庁舎維持管理業務	5	7	87
10	日本光機工業株式会社	航路標識保守業務委託	5	3	97

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)日本航路標識協会	航路標識施設の調査設計	3	1	95
2	(財)四国電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	1	78

H.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	慶佐次区	航路標識施設借料	52	随意契約	—
2	東京電力株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料	45	随意契約	—
3	九州電力株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料	25	随意契約	—
4	四国電力株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料	24	随意契約	—
5	西日本電信電話株式会社	航路標識施設借料、通信回線使用料	23	随意契約	—
6	沖縄電力株式会社	航路標識電力料	23	随意契約	—
7	中部電力株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料	20	随意契約	—
8	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線使用料	17	随意契約	—
9	東日本電信電話株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料、通信回線使用料	16	随意契約	—
10	関西電力株式会社	航路標識施設借料、航路標識電力料	16	随意契約	—

I.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名古屋市	航路標識施設借料、水道料等	31	随意契約	—
2	大阪市	航路標識施設借料、水道料等	25	随意契約	—
3	東村	航路標識施設借料、水道料	25	随意契約	—
4	新島村	航路標識施設借料	13	随意契約	—
5	東京都	航路標識施設借料、航路標識電力料、水道料	10	随意契約	—
6	那覇港管理組合	航路標識施設借料	7	随意契約	—
7	網走市	航路標識施設借料	4	随意契約	—
8	千葉県	航路標識施設借料	3	随意契約	—
9	横浜市	航路標識施設借料、航路標識電力料、水道料	2	随意契約	—
10	熊本県	航路標識施設借料	2	随意契約	—

J.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)日本海事科学振興財団	航路標識施設敷地借料、航路標識電力料	8	随意契約	—
2	日本放送協会	放送受信料	4	随意契約	—
3	学校法人沖縄大学	航路標識施設敷地借料	2	随意契約	—
4	学校法人尚学学園	航路標識施設敷地借料	2	随意契約	—
5	(財)九州電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	1	随意契約	—
6	(独)海技教育機構	英会話研修	1	随意契約	—
7	(財)関西電気保安協会	自家用電気工作物保安管理業務	0.9	随意契約	—
8	(財)日本気象協会	波浪推算データ購入	0.9	随意契約	—
9	(財)建設物価調査会	定期刊行物購入	0.9	随意契約	—
10	(財)経済調査会	定期刊行物購入	0.8	随意契約	—

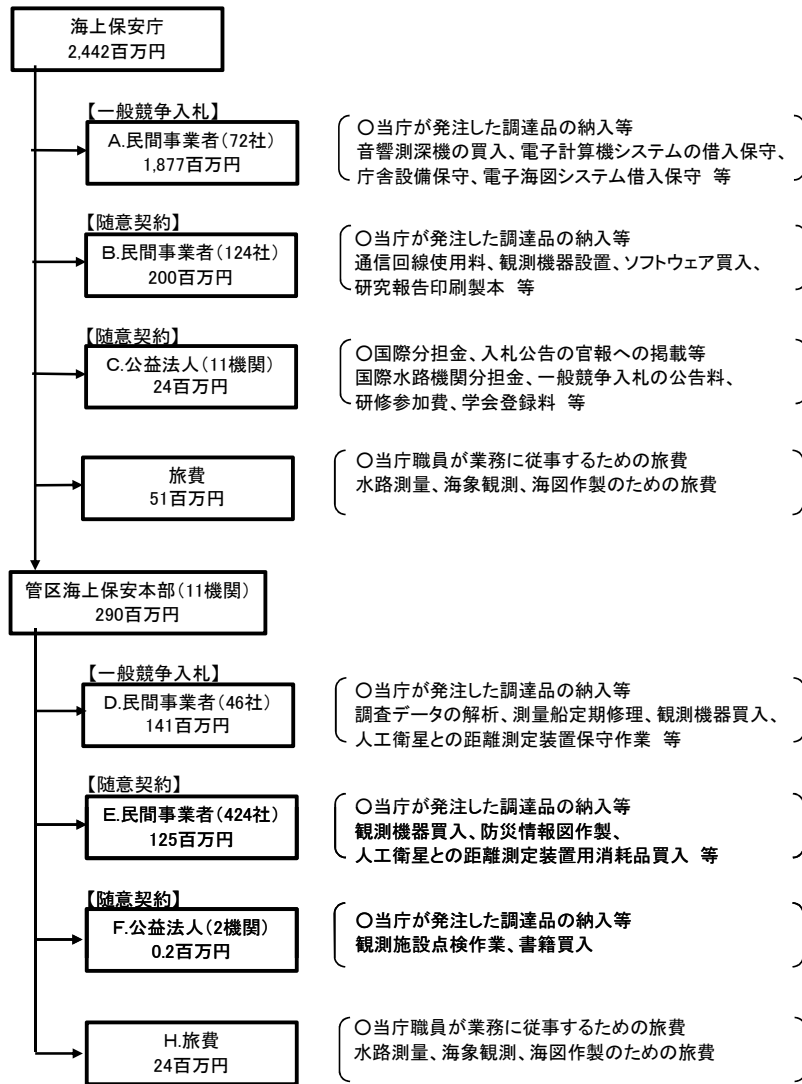
平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海洋情報に関する経費		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	企画課			課長 中野 裕文	
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法5条第1項21～23号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上に於ける航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を的確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や進路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	905	845	1,253	1,013	856	
		前年度から繰越し	-	1,201	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	12	-	1,202	-	-	
		予備費等	-	▲ 1,202	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	執行額	917	844	2,454	1,013	856		
執行率(%)	902	931	2,442	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	当該事業は、海図の刊行や航行警報の発出等であり、事業の成果目標は、船舶交通の安全に資することである。なお、船舶交通の安全に資するためには、当該事業と他の各種施策(事業)が一体となって実施される必要がある。よって、定量的な成果目標を掲げることは困難である。		成果実績	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	海図の新刊、改版及び補正図の合計刊行図数		活動実績	図	622	576	636	-
			当初見込み	図	600	600	600	600
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	X(海図刊行に係る経費)÷Y(海図刊行図数)		単位当たりコスト	千円	200	273	243	277
			計算式	X/Y	124,683千円/622	157,134千円/576	154,607千円/636	166,574/600
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	委員等旅費	0.3	0.3	海図の作製に係る経費の減。				
	航海日当食卓料	51	51					
	国際水路機関等分担金	11	12					
	諸謝金	0.4	0.3					
	職員旅費	25	23					
	水路業務庁費	767	614					
	測地観測旅費	5	3					
	庁費	21	21					
	通信専用料	15	15					
	電子計算機借料	110	109					
	土地建物借料	3	3					
	被服費	2	2					
非常手当	2	2						
計	1,013	856						

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	海図の刊行や航行警報等の業務は、船舶交通の安全確保等に必要不可欠な事業であることから、国が実施しなければならない、かつ、優先が高い。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	会計法に則し競争入札によるものは、適切に一般競争入札を実施している。また、随意契約についても、複数者からの見積り徴取等により、競争性を確保している。予算の執行にあたっては、事業の目的、効率性等に配慮しつつ、適切なものとなるよう管理している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	当庁の収集した情報は、海図、航行警報等として、すみやかに船舶等に提供し活用されている。また、情報の高度化等について常に検討しており、航海の安全性の向上に努めている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	機器の買入及び借入に際しては、ハードウェア・ソフトウェア等の仕様内容を精査し可能な限り汎用性のあるものに見直した結果、競争性を高めることができ、一層のコスト削減を図ることができた。			
	改善の方向性	今後もより一層のコスト削減を実現するため、可能な限り汎用性のあるものを調達する等競争性を高めることに努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の一部改善の	平成26年度事業においては、内閣府(防災)により見直された南海トラフ巨大地震のモデルに対応した海底地形データの取得や津波防災情報図を整備することで、津波防災対策の推進が図られている。引き続き汎用性のある調達物への転換のほか、競争性を高めるための応札業者拡大の工夫を行い、より一層のコスト削減に努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	推進チーム所見を踏まえ、引き続き汎用性のある調達物への転換や競争性を高めるための応札業者拡大の工夫を行い、コスト削減に努める。また、事業実施の効率化に努めた結果、海図等の印刷用原稿の作成方法を見直し、予算縮減を図ることが可能となった。				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	502	平成24年	553	平成25年	216

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかについて
 補足する)
 (単位:百万
 円)



【随意契約】
 契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

A.東陽テクニカ株式会社			E.ハイドロシステム開発株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	音響測深機買入	506	役務費	観測機器整備	1
計		506	計		1
B.日本トランスオーシャン航空株式会社			F.公益社団法人八丈町シルバー人材センター		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	航空レーザ測深機取付作業	41			
計		41	計		0
C.国際水路機関			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国際分担金	国際水路機関分担金	9			
計		9	計		0
D.オーシャンエンジニアリング株式会社			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	調査データの解析	17			
計		17	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東陽テクニカ株式会社	マルチビーム音響測深機購入	506	3	60.4
1	東陽テクニカ株式会社	音響測深機購入	146	2	95.7
1	東陽テクニカ株式会社	音響測深機構成部品購入	251	1	98
1	東陽テクニカ株式会社	ソフトウェア購入	3	1	99.9
2	日本電気株式会社	電子計算機システム借入保守	158	1	99.9
3	バスコ株式会社	地形データ作成作業	51	3	98.1
3	バスコ株式会社	海洋台帳の機能強化作業	40	4	78.9
3	バスコ株式会社	解析装置購入	10	1	98.8
4	ニュービルメン共同組合	庁舎設備保守	83	4	92.4
5	三井住友トラスト・バナソニックファイナンス株式会社	電子海図システム借入保守	61	2	99.1
6	キャンノンマーケティングジャパン株式会社	海洋データ交換システム借入保守	45	1	98.5
7	マルミヤ株式会社	事務機器購入	40	2	87.2
8	ハイドロシステム開発株式会社	流速計購入	37	1	99.3
9	鶴見精機株式会社	観測用消耗品購入	36	1	99.9
10	千本電機株式会社	音響掃海機購入	34	2	98.6

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ケイディーディーアイ株式会社	通信回線使用料	9	随意契約	—
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	通信回線使用料	9	随意契約	—
3	日本スペースイメージング株式会社	衛星データ購入	7	随意契約	—
4	ソフトバンクテレコム株式会社	通信回線使用料	5	随意契約	—
5	東日本電信電話株式会社	通信回線使用料	4	随意契約	—
6	セナーアンドバーンズ株式会社	観測機器設置工事	3	随意契約	—
7	鶴見精機株式会社	観測機器修理	3	随意契約	—
8	東京久栄株式会社	観測機器設置工事	2	随意契約	—
9	交文社株式会社	潮汐表版下作成	2	随意契約	—
10	勝美印刷株式会社	研究報告印刷製本	2	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	国際水路機関	国際水路機関分担金	9	随意契約	—
2	一般財団法人リモート・センシング技術センター	衛星データ購入	6	随意契約	—
3	一般財団法人日本水路協会	特殊書誌購入	6	随意契約	—
4	独立行政法人国立印刷局	官報公告料	2	随意契約	—
5	一般財団法人日本地図センター	ソフトウェア購入	0.2	随意契約	—
6	公益社団法人日本地球惑星科学連合	学会参加登録料	0.2	随意契約	—
7	財団法人原子力安全技術センター	研修参加費	0.1	随意契約	—
8	財団法人光産業技術振興会	研修参加費	0.1	随意契約	—
9	国際測量士連盟	国際資格認定料	0.1	随意契約	—
10	公益社団法人日本地震学会	学会登録料	0.1	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	オーシャンエンジニアリング株式会社	調査データの解析	17	7	99.7
2	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置保守作業	12	1	99.5
3	伊藤造船株式会社	測量船定期修理	8	3	98.41
4	鹿児島ドック鉄工株式会社	測量船定期修理	6	4	93
5	稲益造船株式会社	測量船定期修理	6	4	99.7
6	小湊造船株式会社	測量船定期修理	6	2	99
7	有限会社広島港湾造船所	測量船定期修理	6	2	91.71

8	泉大津造船株式会社	測量船定期修理	5	6	92.18
9	ハイドロシステム開発株式会社	観測機器買入	5	1	98.4
10	JFEアドバンテック株式会社	観測機器買入	3	1	95

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ハイドロシステム開発株式会社	観測機器買入	2	随意契約	—
2	離合社株式会社	水位計修理	1	随意契約	—
3	鶴見精機株式会社	観測機器買入	1	随意契約	—
4	パスコ株式会社	防災情報図作製	1	随意契約	—
5	東陽テクニカ株式会社	測深機修理	1	随意契約	—
6	電応システム株式会社	人工衛星との距離測定装置用消耗品買入	1	随意契約	—
7	五洋建設株式会社	観測施設保守	0.6	随意契約	—
8	JFEアドバンテック株式会社	水質観測装置修理	0.6	随意契約	—
9	千本電機株式会社	音響掃海機修理	0.5	随意契約	—
10	吉野計測株式会社	海象観測機器用消耗品買入	0.4	随意契約	—

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益社団法人八文町シルバー人材センター	観測施設点検作業	0.2	随意契約	—
2	社団法人日本測量協会	書籍買入	0	随意契約	—

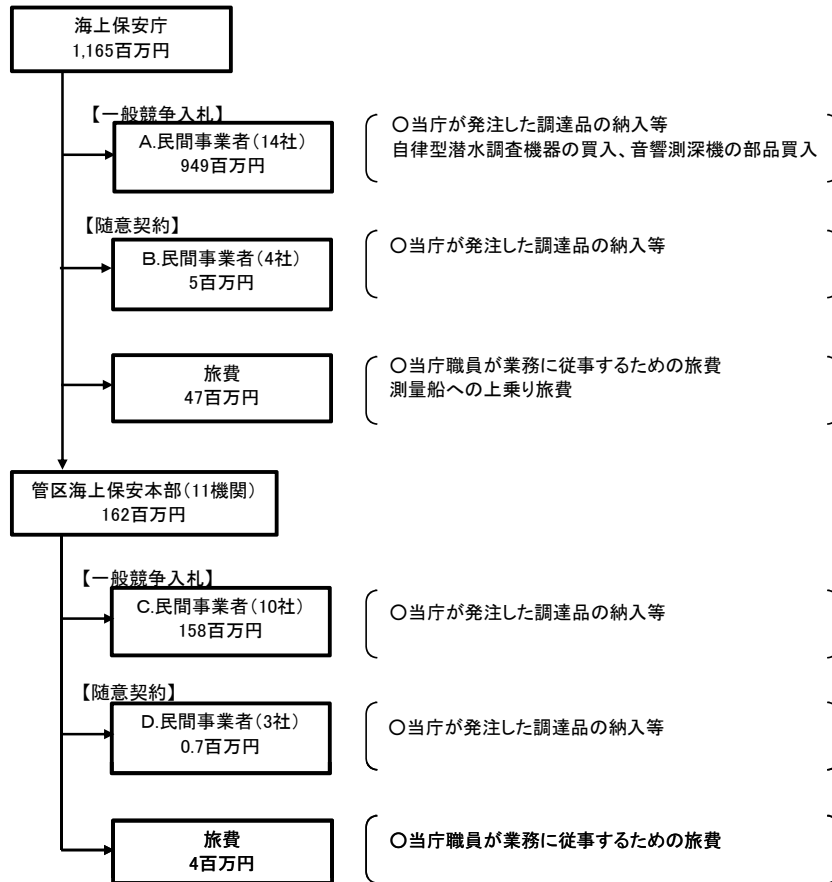
平成26年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	海洋調査に関する経費		担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和23年度～終了(予定)なし		担当課室	企画課		課長 中野 裕文		
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条1項21号		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を的確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	1,047	1,353	716	749	1,154	
		前年度から繰越し	1,486	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	1,377	452	-	-	
		予備費等	▲ 1,462	▲ 452	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	
	執行額	1,071	2,278	1,168	749	1,154		
執行率 (%)	928	2,277	1,165	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)	
	当該事業は、領海、排他的経済水域における海底地形調査等を実施し、海底地形、海底地殻構造、領海基線等のデータ(基盤的情報という。)を整備するものであり、事業の成果目標としては、基盤的情報が利活用され管轄海域の確定や海底資源開発などの海洋開発・利用等様々な目的に寄与することであるが、各々の目的に寄与するためには、当該事業と他の各種施策(事業)が一体となって実施される必要がある。よって、定量的な成果目標を掲げることは困難である。		成果実績	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	海底地形、地殻構造、領海基線等の調査日数		活動実績	日	441	296	400	-
			当初見込み	日	464	324	447	446
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	X(執行額)÷Y(調査日数)		単位当たりコスト	百万	2	7	3	2
			計算式	X/Y	928/441	2,277/296	1,165/400	749/446
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	航海日当食卓料	37	37	「要求額のうち「新しい日本のための優先課題推進枠」326」(百万円単位) 沿岸域の海底地形調査に係る経費の増。				
	職員旅費	8	10					
	水路業務庁費	697	1,100					
	測地観測旅費	7	7					
	計	749	1,154					

事業所管部局による点検・改善								
	項目	評価	評価に関する説明					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は我が国の海洋権益保全のための領海及び排他的経済水域における調査であり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○						
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	会計法に則し競争入札によるものは、適切に一般競争入札を実施している。また、随意契約についても、複数者からの見積り徴取等により、競争性を確保している。予算の執行にあたっては、事業の目的、効率性等に配慮しつつ、適切なものとなるよう管理している。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-						
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○						
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-							
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	海洋権益保全のため最も適した手法として海底地形調査、地殻構造調査、領海基線調査を行っている。また、調査については、一定期間内に成果を出すよう調査計画を策定し、着実に事業を進めているところである。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○						
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	事業番号	類似事業名				所管府省・部局名		
点検・改善結果	点検結果	海洋調査機器の調達に際しては、機器の特殊性から過去の実績において1社応札となった契約が散見されることから、積極的に市場調査を行うなどして応札業者の拡大を図り競争性を高めることに努めた。						
	改善の方向性	今後も本事業を継続していくうえでより一層のコスト削減を実現するため、調達する機器の仕様内容を精査するとともに、積極的に市場調査を行うこと等により競争性を高めることに努める。						
外部有識者の所見								
行政事業レビュー推進チームの所見								
事業内容の一部改善	1社応札の契約が比較的多いことから、仕様内容の見直し及び市場調査による応札業者の拡大を図ることで競争性を向上させ、一層のコスト削減に努めるべき。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
縮減	推進チーム所見を踏まえ、仕様内容の見直しや市場調査による応札業者の拡大を図ることで競争性を向上させ、コスト削減に努める。また、調査データ解析作業を見直したことにより、コスト縮減が可能となった。							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
	平成23年	503	平成24年	555	平成25年	217		

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかにつ
いて補足する)
(単位:百万
円)



【随意契約】

契約金額が少額である場合、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

A. 深田サルベージ株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	自律型潜水調査機器買入	452			
計		452	計		0
B. 日本海洋株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	観測機器買入	1			
計		1	計		0
C. 三洋テクノマリン株式会社			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役務費	調査データの解析	24			
計		24	計		0
D. 東陽テクニカ株式会社			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	深田サルベージ株式会社	自律型潜水調査機器買入	452	1	99.2
1	深田サルベージ株式会社	自律型潜水調査機器の技術指導	17	1	99.6
1	深田サルベージ株式会社	観測用消耗品買入	10	1	99.9
1	深田サルベージ株式会社	自律型潜水調査機器整備	17	1	98.7
2	日本海洋株式会社	音響測深機の部品買入	113	1	94.6
2	日本海洋株式会社	音響測深機修理	2	1	96.3
2	日本海洋株式会社	音響測深機整備	2	1	97.9
3	海洋先端技術研究所株式会社	調査データ解析装置買入	85	2	79.8
3	海洋先端技術研究所株式会社	調査管理装置買入	7	2	99.5
4	双日株式会社	航空レーザー測深機取付器具買入	90	1	99.8
5	地球科学総合研究所株式会社	調査データの解析	60	2	99.4
6	東京測振株式会社	観測用消耗品買入	20	1	99.5
6	東京測振株式会社	観測用消耗品買入	13	3	89.3
7	パスコ株式会社	ソフトウェア買入買入	17	6	91.2
8	サービスエンジニアリング株式会社	音波探査装置用消耗品買入	11	1	99.9
9	応用地質株式会社	観測機器買入	10	1	99.5
10	三井金属資源開発株式会社	ソフトウェア買入	8	1	99.4

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本海洋株式会社	音響測深機修理	0.4	随意契約	—
1	日本海洋株式会社	観測機器買入	1	随意契約	—
2	電研精機研究所株式会社	観測用消耗品買入	2	随意契約	—
3	日油技研工業株式会社	観測用消耗品買入	1	随意契約	—
4	極東貿易株式会社	音波探査装置修理	0.6	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三洋テクノマリン株式会社	調査データの解析	24	7	98.2
2	朝日航洋株式会社	航空レーザー測深器修理	11	1	94.7
2	朝日航洋株式会社	調査データの解析	13	7	95.5
3	芙蓉海洋開発株式会社	調査データの解析	20	10	94.2
4	川崎地質株式会社	調査データの解析	18	5	97.1
5	セア・プラス株式会社	調査データの解析	18	6	98.8
6	コスモ海洋株式会社	調査データの解析	16	10	90.7
7	国際航業株式会社	調査データの解析	12	9	98.8
8	パスコ名古屋支店株式会社	調査データの解析	11	9	97.1
9	海洋先端技術研究所株式会社	調査データの解析	11	5	91.9
10	復建調査設計株式会社	調査データの解析	6	10	99.7

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東陽テクニカ株式会社	水中音速度計校正	0.2	随意契約	—
1	東陽テクニカ株式会社	水中音速時計修理	0.2	随意契約	—
1	東陽テクニカ株式会社	水中音速時計消耗品買入	0.3	随意契約	—